

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 2018年4月1日
(第42期) 至 2019年3月31日

株式会社 ヤマダ電機

群馬県高崎市栄町1番1号

(E03139)

目次

頁

表紙

第一部	企業情報	1
第1	企業の概況	1
1.	主要な経営指標等の推移	1
2.	沿革	3
3.	事業の内容	5
4.	関係会社の状況	7
5.	従業員の状況	9
第2	事業の状況	10
1.	経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	10
2.	事業等のリスク	11
3.	経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	15
4.	経営上の重要な契約等	20
5.	研究開発活動	20
第3	設備の状況	21
1.	設備投資等の概要	21
2.	主要な設備の状況	21
3.	設備の新設、除却等の計画	23
第4	提出会社の状況	24
1.	株式等の状況	24
(1)	株式の総数等	24
(2)	新株予約権等の状況	25
(3)	行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	28
(4)	発行済株式総数、資本金等の推移	28
(5)	所有者別状況	28
(6)	大株主の状況	29
(7)	議決権の状況	31
2.	自己株式の取得等の状況	32
3.	配当政策	33
4.	コーポレート・ガバナンスの状況等	34
(1)	コーポレート・ガバナンスの概要	34
(2)	役員の状況	40
(3)	監査の状況	46
(4)	役員の報酬等	48
(5)	株式の保有状況	49
第5	経理の状況	51
1.	連結財務諸表等	52
(1)	連結財務諸表	52
(2)	その他	102
2.	財務諸表等	103
(1)	財務諸表	103
(2)	主な資産及び負債の内容	115
(3)	その他	115
第6	提出会社の株式事務の概要	116
第7	提出会社の参考情報	117
1.	提出会社の親会社等の情報	117
2.	その他の参考情報	117
第二部	提出会社の保証会社等の情報	118
	[監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年6月27日
【事業年度】	第42期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
【会社名】	株式会社ヤマダ電機
【英訳名】	YAMADA DENKI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三嶋 恒夫
【本店の所在の場所】	群馬県高崎市栄町1番1号
【電話番号】	0570(078)181 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役兼上席執行役員 福井 章
【最寄りの連絡場所】	群馬県高崎市栄町1番1号
【電話番号】	0570(078)181 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役兼上席執行役員 福井 章
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第38期	第39期	第40期	第41期	第42期
決算年月		2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
売上高	百万円	1,664,370	1,612,735	1,563,056	1,573,873	1,600,583
経常利益	〃	35,537	62,734	66,040	47,335	36,889
親会社株主に帰属する当期純利益	〃	9,340	30,395	34,528	29,779	14,692
包括利益	〃	10,409	32,556	39,373	29,263	13,674
純資産額	〃	509,397	557,722	585,547	588,740	591,593
総資産額	〃	1,122,407	1,146,722	1,159,456	1,175,568	1,184,042
1株当たり純資産額	円	643.03	666.03	697.46	731.57	723.55
1株当たり当期純利益	〃	11.73	38.22	43.00	36.77	18.18
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	〃	11.72	38.16	42.89	36.65	18.07
自己資本比率	%	43.2	46.6	48.4	49.8	49.7
自己資本利益率	〃	1.8	6.0	6.3	5.2	2.5
株価収益率	倍	42.18	13.92	12.91	17.35	30.02
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	22,982	△23	43,855	61,689	36,023
投資活動によるキャッシュ・フロー	〃	△20,232	△13,437	△15,279	△12,668	△8,469
財務活動によるキャッシュ・フロー	〃	△41,487	4,732	△24,382	△32,920	△27,461
現金及び現金同等物の期末残高	〃	39,691	30,664	34,981	51,326	51,175
従業員数 [外、平均臨時雇用者数]	人	20,405 [10,704]	19,183 [10,219]	19,238 [9,670]	19,752 [9,577]	18,853 [9,520]

(注) 売上高には消費税等は含まれておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第38期	第39期	第40期	第41期	第42期
決算年月		2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
売上高	百万円	1,464,512	1,420,744	1,365,630	1,351,349	1,396,451
経常利益	〃	29,166	53,648	58,309	32,224	26,027
当期純利益	〃	9,768	21,570	33,928	9,754	916
資本金	〃	71,058	71,058	71,058	71,058	71,058
発行済株式総数	千株	966,489	966,489	966,489	966,489	966,489
純資産額	百万円	473,893	513,362	539,679	536,374	533,875
総資産額	〃	1,005,740	1,034,055	1,050,535	1,027,395	1,048,487
1株当たり純資産額	円	628.08	639.16	669.52	668.73	654.57
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	〃 (〃)	6.00 (-)	12.00 (-)	13.00 (-)	13.00 (-)	13.00 (-)
1株当たり当期純利益	〃	12.27	27.12	42.25	12.04	1.13
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	〃	12.26	27.08	42.14	12.00	1.12
自己資本比率	%	47.1	49.6	51.3	52.1	50.8
自己資本利益率	〃	2.0	4.4	6.5	1.8	0.2
株価収益率	倍	40.33	19.61	13.14	52.96	481.51
配当性向	%	48.9	44.2	30.8	107.9	1,146.4
従業員数 [外、平均臨時雇用者数]	人	10,895 [8,935]	10,725 [8,487]	10,568 [7,902]	10,161 [7,769]	10,432 [7,744]
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX)	%	145.6 (130.7)	159.9 (116.5)	170.3 (133.7)	198.3 (154.9)	175.3 (147.1)
最高株価	円	532	609	649	702	664
最低株価	円	311	430	478	543	518

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部のものであります。

2 【沿革】

当社（1978年6月1日設立、1987年3月11日商号を日本電線工業株式会社から株式会社ヤマダ電機に変更、同年3月15日本店を東京都東村山市から群馬県前橋市に移転、額面500円）は、株式会社ヤマダ電機（1983年9月1日設立、本店の所在地群馬県前橋市、額面50,000円、以下「旧株式会社ヤマダ電機」という）の株式額面を変更するため、1987年5月21日を合併期日として同社を吸収合併し、同社の資産、負債及び権利義務の一切を引き継ぎましたが、合併前の当社は休業状態にあり、合併後において被合併会社の営業活動を全面的に継承いたしました。

従いまして、実質上の存続会社は、被合併会社である旧株式会社ヤマダ電機でありますから、以下の記載事項につきましては、別段の記述がないかぎり、合併期日までは実質上の存続会社について記載いたします。

なお、事業年度の期数は、形式上の存続会社の期数を継承しておりますので、1987年5月21日より始まる事業年度を第11期といたしました。

年月	事項
1973年4月	山田昇（現代表取締役会長）が群馬県前橋市でヤマダ電化サービスを個人創業。
1974年5月	有限会社ヤマダ電機設立。
1983年9月	株式会社ヤマダ電機設立。「前橋南店」を開設し、本格的チェーン展開を開始。
1984年3月	物流部門の強化と効率化のため、前橋市朝倉町に「流通センター」を開設。
1985年4月	他県への出店第一号店として埼玉県深谷市に「深谷店」を開設、同時に多店舗化に対応し、物流部門の強化のため、流通センターを増築。
1986年5月	財務情報及び顧客情報の即時収集のため、全店POSシステム、並びに大型汎用コンピュータを導入。
1986年7月	F C第一号店として長野県佐久市に出店。以後、F C チェーン展開を行う。
1987年12月	本社ビル（前橋市日吉町）完工。本社を移転。又、同ビル1階に大型総合家電店舗（核店舗）の第一号店として「テックランド本店」を開設。以後、核店舗戦略の展開を開始。
1989年3月	日本証券業協会東京地区協会に株式店頭登録。
1991年2月	フランチャイジーの解散にともない、10店舗を直営店とする。
1992年7月	九州地区への出店第一号として宮崎県宮崎市に「テックランド宮崎店」を開設。
1995年10月	東北地区への出店第一号として仙台市泉区に「テックランド仙台泉店」を開設。
1997年2月	中京地区への出店第一号として愛知県日進市に「テックランド日進店」を開設。
1997年6月	産業廃棄物の処理、リサイクルの関係会社「株式会社シー・アイ・シー」を設立。
1997年7月	中国・四国地方への出店第一号として岡山県岡山市に「テックランド岡山店」を開設。
1998年9月	近畿地区への出店第一号として「テックランド姫路店」を開設。
2000年9月	東京証券取引所市場第一部に上場。
2001年4月	北海道地区への出店第一号店として北海道札幌市に「テックランド手稲店」を開設。
2001年7月	沖縄県宜野湾市に完全子会社「株式会社沖縄ヤマダ電機」を設立。
2001年9月	和光電気株式会社との合弁会社（関係会社）「株式会社関西ヤマダ電機」を設立。（2004年5月25日より株式会社和光ヤマダ電機より商号変更）
2002年5月	株式会社ダイクマ（関係会社）の株式取得。
2003年1月	福岡県福岡市に関係会社「株式会社リーガル・ユナイテッド・トラスティーズ」を設立。（2007年8月31日株式会社ワイジャストへ商号変更及び群馬県前橋市へ本店所在地を異動）
2003年12月	インバースネット株式会社に資本出資。（関係会社となる）
2005年2月	専門量販店として初めて年間売上高1兆円を達成と併せ、初の全国出店。
2005年7月	静岡県富士市に関係会社「株式会社東海テックランド」設立。
2005年9月	愛知県名古屋市に関係会社「コスマス・ベリーズ株式会社」設立。（2008年12月 完全子会社化）
2005年11月	群馬県前橋市に関係会社「株式会社中四国テックランド」設立。（2008年10月 完全子会社化）
2006年6月	群馬県前橋市に関係会社「株式会社ヤマダフィナンシャル」を設立。
2007年1月	鹿児島県鹿児島市に関係会社「株式会社九州テックランド」を設立。（2008年10月 完全子会社化）
2007年5月	C S R室設置。
2007年6月	「株式会社ぷれっそホールディングス」の株式取得。（完全子会社となる）
2007年10月	「株式会社キムラヤセレクト」の株式取得。（関係会社となる）
2008年3月	社債総額1,500億円のユーロ円建転換社債型新株予約権付社債発行。（日本企業初のリキャップC B）
2008年7月	高崎本社・L A B I 1高崎に国内初、CO ₂ 排出ゼロのグリーン電力を使用。
2009年1月	群馬県高崎市に完全子会社「株式会社P r o j e c t W h i t e」を設立。
2009年3月	「株式会社P r o j e c t W h i t e」にて九十九電機株式会社の事業を譲受け。

年月	事項
2009年10月	L A B I 1 日本総本店池袋をオープン。
2010年3月	専門量販店として初めて年間売上高2兆円を達成。
2010年9月	下記子会社5社を「株式会社ダイクマ」へ統合し事業効率化を推進。 消滅会社：「株式会社関西ヤマダ電機」「株式会社中四国テックランド」「株式会社東海テックランド」「株式会社テックサイト」「株式会社東九州テックランド」
2010年12月	海外第一号店舗として瀋陽店（中国遼寧省）を開設。
2011年10月	「株式会社ヤマダ・エスバイエルホーム」の株式取得。（連結子会社となる）（2013年6月1日よりエス・バイ・エル株式会社より商号変更）
2012年5月	「東金属株式会社」の株式取得。（完全子会社となる）
2012年6月	「株式会社ハウステックホールディングス」の株式取得。（完全子会社となる）
2012年12月	「株式会社ベスト電器」の株式取得。（2017年7月 完全子会社化）
2012年12月	「株式会社ぷれっそホールディングス」の清算と「株式会社マツヤデンキ」「株式会社星電社」の株式の直接保有を行い、事業効率化を推進。
2013年5月	「株式会社ダイクマ」及び「サトームセン株式会社」を吸収合併。
2013年11月	「株式会社ヤマダ・ウッドハウス」を設立。
2014年5月	社債総額1,000億円のユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債発行。
2015年7月	「株式会社キムラヤセレクト」より「株式会社ワイズセレクト」を分社化。
2015年9月	「株式会社キムラヤセレクト」を吸収合併。
2015年10月	最先端コンセプトの情報発信基地「Concept LABI TOKYO」を東京駅・八重洲口にオープン。
2016年5月	群馬県高崎市に完全子会社「株式会社ヤマダファイナンスサービス」を設立。
2016年6月	群馬県高崎市に完全子会社「株式会社ヤマダトレーディング」を設立。
2017年6月	『『家電から快適住空間』をトータルコーディネート提案する店』の第一号店舗として「インテリアリフォームYAMADA前橋店」をオープン。
2017年11月	「株式会社ナカヤマ」の株式取得。（2018年4月 吸収合併）
2018年8月	「株式会社ヤマダ少額短期保険」の株式取得。（完全子会社となる）（2018年10月1日よりパーソナル少額短期保険株式会社より商号変更）
2018年8月	群馬県高崎市に完全子会社「株式会社ヤマダライフ保険」を設立。
2018年9月	「株式会社ヤマダ・エスバイエルホーム」の株式取得。（完全子会社となる）
2018年10月	下記子会社3社を「株式会社ヤマダホームズ」へ統合し事業効率化を推進。（2018年10月1日より株式会社ヤマダ・エスバイエルホームより商号変更） 消滅会社：「株式会社ヤマダ・ウッドハウス」「ハウジングワークス株式会社」「エス・バイ・エル住工株式会社」
2018年12月	東京都港区に株式会社スリーダムと合弁会社「ソーシャルモビリティ株式会社」を設立。
2019年2月	「株式会社家守りホールディングス」の株式取得。（関係会社となる）

（期末日現在の店舗数は、975店舗となっております。）

3 【事業の内容】

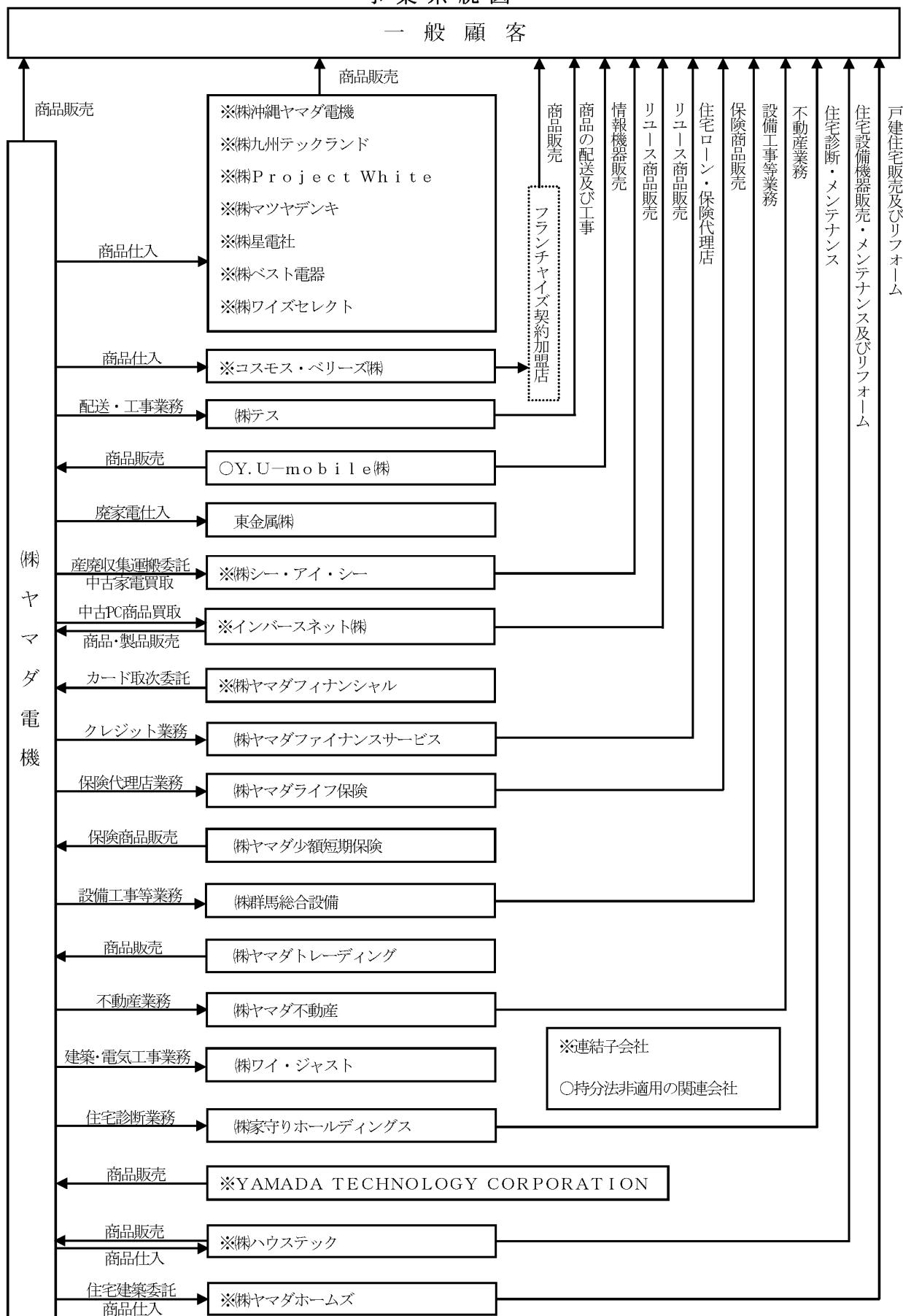
当社の企業集団は当社、主な子会社24社及び関連会社1社、並びにその他フランチャイズ契約加盟店で構成され、家電・情報家電等の販売及び住まいに関する商品販売を主な事業としております。

- ・子会社株式会社沖縄ヤマダ電機においては、当社より商品を仕入れ、販売しております。
- ・子会社株式会社九州テックランドにおいては、当社より商品を仕入れ、販売しております。
- ・子会社株式会社P r o j e c t W h i t eにおいては、当社より商品を仕入れ、販売しております。
- ・子会社株式会社マツヤデンキにおいては、当社より商品を仕入れ、販売しております。
- ・子会社株式会社星電社においては、当社より商品を仕入れ、販売しております。
- ・子会社株式会社ベスト電器においては、当社より商品を仕入れ、販売しております。
- ・子会社株式会社ワイスセレクトにおいては、当社より商品を仕入れ、販売及び化粧品の製造販売をしております。
- ・子会社コスモス・ベリーズ株式会社においては、当社より商品を仕入れ、販売しております。
- ・子会社株式会社テスにおいては、当社が顧客に販売した商品の配送及び取付工事を当社より引受けております。
- ・関連会社Y. U-m o b i l e 株式会社においては、情報機器を仕入れ、販売しております。
- ・子会社東金属株式会社においては、当社より廃家電を仕入れ、リサイクルしております。
- ・子会社株式会社シー・アイ・シーにおいては、当社が顧客から引き取った産業廃棄物の収集運搬及び当社から中古家電製品等を仕入れ、再生し、販売しております。
- ・子会社インバースネット株式会社においては、当社から中古パソコンを仕入れ、再生し、当社へ販売しております。
- ・子会社株式会社ヤマダファイナンシャルにおいては、当社へクレジットカード取次業務を委託しております。
- ・子会社株式会社ヤマダファイナンスサービスにおいては、住宅ローンの取扱い及び生保、損保の代理店業務をしております。
- ・子会社株式会社ヤマダライフ保険は、保険の代理店業務をしております。
- ・子会社株式会社ヤマダ少額短期保険においては、保険商品の開発及び販売をしております。
- ・子会社株式会社群馬総合設備においては、当社より建物の空調設備工事・電気工事業務を引受けております。
- ・子会社株式会社ヤマダトレーディングにおいては、住宅設備機器を仕入れ、当社へ販売しております。
- ・子会社株式会社ヤマダ不動産においては、賃貸紹介など不動産業務をしております。
- ・子会社株式会社ワイ・ジャストにおいては、当社店舗の建築工事及び電気工事請負を行っております。
- ・子会社株式会社家守りホールディングスにおいては、住宅に関する診断及びメンテナンス業務をしております。
- ・子会社YAMADA TECHNOLOGY CORPORATIONにおいては、住宅設備機器の製造及び販売をしております。
- ・子会社株式会社ハウスティックにおいては、住宅設備機器の製造を行っており、当社よりリフォーム工事を受託及び商品を仕入れ、販売しております。
- ・子会社株式会社ヤマダホームズにおいては、住宅販売及び住宅建築工事を行っており、当社よりリフォーム工事を受託及び商品を仕入れ、販売しております。
- ・フランチャイズ契約加盟店においては、当社グループより商品を仕入れ、販売しております。

[事業系統図]

事業の系統図は次のとおりであります。

事 業 系 統 図



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社沖縄ヤマダ電機	群馬県 高崎市	100	家電・情報家電等の販売	100.0	当社より商品を仕入れ、販売しております。 役員の兼任あり。 運転資金の貸付・借入。
コスモス・ベリーズ株式会社	愛知県 名古屋市 名東区	100	同上	100.0	当社より商品を仕入れ、販売しております。 役員の兼任あり。 運転資金の貸付・借入。
株式会社マツヤデンキ	大阪府 大阪市 中央区	100	同上	100.0	当社より商品を仕入れ、販売しております。 役員の兼任あり。 運転資金の貸付・借入。
株式会社星電社	兵庫県 神戸市 中央区	100	同上	100.0	当社より商品を仕入れ、販売しております。 役員の兼任あり。 運転資金の貸付・借入。
株式会社ヤマダフィナンシャル	群馬県 高崎市	50	クレジットカード事業	66.0	当社へクレジットカード取次業務を委託しております。 役員の兼任あり。 運転資金の貸付・借入。
株式会社九州テックランド	群馬県 高崎市	75	家電・情報家電等の販売	100.0	当社より商品を仕入れ、販売しております。 役員の兼任あり。 運転資金の貸付・借入。
株式会社シー・アイ・シー	群馬県 高崎市	81	産業廃棄物処理委託業務	84.6	当社が顧客から引取った家電製品等の産業廃棄物を引受けております。 役員の兼任あり。
インバースネット株式会社	神奈川県 横浜市 神奈川区	122	通信機器、電気機器等の販売	77.1	当社から中古パソコンを仕入れ、再生し、当社へ販売しております。 役員の兼任あり。 運転資金の貸付・借入。
株式会社Project White	群馬県 高崎市	10	家電・情報家電等の販売	100.0	当社より商品を仕入れ、販売しております。 役員の兼任あり。 運転資金の貸付・借入。
株式会社ワイスセレクト	群馬県 高崎市	10	医薬品・日用品等の販売	100.0	当社より商品を仕入れ、販売しております。 役員の兼任あり。 運転資金の貸付・借入。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
株式会社ヤマダホームズ (注3)	群馬県 高崎市	9,068	住宅事業	100.0	住宅販売及び住宅建築工事を行っており、当社よりリフォーム工事を受託及び商品を仕入れ、販売しております。 役員の兼任あり。 運転資金の貸付・借入。
株式会社ハウステック	群馬県 高崎市	350	住宅設備機器の製造・販売	100.0	住宅設備機器の製造を行っており、当社よりリフォーム工事を受託及び商品を仕入れ、販売しております。 役員の兼任あり。 運転資金の貸付・借入。
日化メンテナンス株式会社	東京都 千代田区	100	上下水道処理施設の維持管理、浄化槽の新設工事・維持管理	100.0 (100.0)	株式会社ハウステックで販売した貯水槽及び浄化槽のメンテナンスをしております。
中部日化サービス株式会社	愛知県 北名古屋市	31	住宅設備機器等の保守点検・修理サービス	100.0 (100.0)	株式会社ハウステックで販売した浄化槽や住機のメンテナンス及び住宅メンテナンスをしております。
株式会社ベスト電器 (注3)	福岡県 福岡市 博多区	37,892	家電・情報家電等の販売	100.0	当社より商品を仕入れ、販売しております。 役員の兼任あり。 運転資金の貸付・借入。
その他14社					

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(持分法適用関連会社) 株式会社ストリーム (注4)	東京都 港区	924	家電小売業	20.7 (20.7)	当社子会社より商品の供給をしております。
その他1社					

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄について、当社グループの事業は、家電・情報家電等の販売事業及び他の事業であります。家電・情報家電等の販売事業の全セグメントに占める割合が高く、開示情報としての重要性が乏しいため、各関係会社が行う主要な事業を記載しております。
2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。
 3. 特定子会社に該当します。
 4. 有価証券報告書を提出しています。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

当社グループの事業セグメントは、家電・情報家電等の販売事業及びその他の事業ですが、家電・情報家電等の販売事業の全セグメントに占める割合が高く、開示情報としての重要性が乏しいため、従業員の状況のセグメント別の記載は行っておりません。なお、部門別の従業員数は、次のとおりであります。

2019年3月31日現在

部門別の名称	従業員数(人)
店舗等	18,061 (9,265)
全社(共通)	792 (255)
合計	18,853 (9,520)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の店舗等に区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

当社の事業セグメントは、家電・情報家電等の販売事業及びその他の事業ですが、家電・情報家電等の販売事業の全セグメントに占める割合が高く、開示情報としての重要性が乏しいため、従業員の状況のセグメント別の記載は行っておりません。

2019年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
10,432(7,744)	38.7	12.1	4,435,375

- (注) 1. 平均年間給与は、税込支払給与額であり、基準外賃金及び賞与を含んでおります。
2. 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

(3) 労働組合の状況

当社には、ヤマダ電機労働組合があり、UAゼンセンに加盟しております。なお、労使関係は安定しています。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、企業の持続的成長を基本方針に、高度化・多様化する消費者ニーズに素早く対応することを基本とし、常に「お客様（市場）第一主義」の目線で経営理念である「創造と挑戦」「感謝と信頼」を実践し企業価値を高め、キャッシュ・フローを重視したローコスト経営に取組み、家電流通業界のリーディングカンパニーとしてCSR経営を積極的に推進し、社会に貢献できる「強い企業」を目指します。

(2) 目標とする経営指標

当社グループは、目標とする経営指標として、売上高経常利益率5%以上を設定しております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、日本全国に都市型店舗から郊外型店舗、地域密着まで、お客様のあらゆるニーズに対応できる世界にも類を見ないネットワークを持つ強みを活かし、当家電業界のみならず、全ての流通業が直面する将来的な少子高齢化、人口減、インターネット社会等への柔軟な対応など、業界のリーディングカンパニーとして積極的に取り組み、将来における持続的成長・発展のため、様々な挑戦を続けてまいります。

当社グループは、家電販売を中心に家電と親和性の高い住宅、リフォーム、住宅設備機器、住空間の家具雑貨関係等、「住宅まるごと提案」の拡充を図ると共にネットと店舗網、物流網の強みを活かしたネット販売の強化・推進と店舗の融合を行い、「日本最大級のネットワーク・サービスのIoT企業」という長期ビジョンのもと、家電オンラインのビジネスから、新たな「ハウスライフIoTネットワークソリューションビジネス」へのシフトを推進してまいります。

流通業界は、今後もめまぐるしい変化が予想されますが、スピード感を持ち、柔軟に対応できるよう、グループ企業間のヒト（人材）・モノ（商品）・カネ・サービス・物流・情報システム等の最適化・最大化による経営資源の効率化を図り、利益率の改善、各コストの削減、在庫効率の改善、キャッシュ・フローの創出を図り、財務体質の強化、経営資源の基盤の強化に努めてまいります。

(4) 経営環境及び対処すべき課題

2020年3月期につきましては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、引き続き緩やかな景気回復が期待されますが、米国の通商政策による貿易摩擦の長期化、英国のEU離脱交渉、中国経済の減速、金融資本市場の変動の影響等、景気の先行きは依然として不透明な状況にあります。

小売業界全体としては、為替変動による物価上昇と実質賃金の低下により、生活防衛意識の高まりによる慎重な購買活動や節約志向が続くものと思われます。また、人手不足による人件費の上昇や物流費の上昇、電気料金の上昇等さらなるコストの増加、少子高齢化・人口減少、消費者のライフスタイルの変化、業種・業態を超えた競争の激化等、引き続き厳しい状況が続くと予想されます。

当社グループが属する家電流通市場は、2019年10月に予定されております消費税率引上げに伴う需要とその反動減から若干のプラスで推移すると見られます。商品別では、4K・8K衛星放送や有機ELテレビの市場拡大により映像機器は好調に推移すると予想されます。冷蔵庫、洗濯機等の白物家電は買い替え需要に下支えられ堅調に推移すると予想されます。エアコン等の季節関連商品は、夏季（6月～8月）の平均気温が平年並みになるとの予報が出ており、2018年夏季は酷暑によりエアコン出荷台数が過去最高を記録していることから前年同期比で減少が予想されます。パソコン等のデジタル関連商品は、2020年1月に「Windows7」のサポート終了が予定されており、法人を中心に需要が見込まれ好調に推移すると予想されます。携帯電話は、電気通信事業法改正による携帯電話の通信料金と端末代金の完全分離により、需要に影響を及ぼすと予想されます。

当社グループは、このような市場環境の中、2019年度の経営スローガンに「継続的改革、革新で利益創出」を掲げ、前期に整った「家電住まいる館」の基本フォーマットに沿い、「家電住まいる館」の開発ならびに展開に注力し、業態変更（改装）を年間約100店舗と新店の開発を行ってまいります。また、従来の家電・リフォームに加え、家具・インテリア関連のSPA商品の開発強化や株式会社家守りホールディングスの「家守りステーション」の展開、ホームIoTサービス「YAMADAスマートホーム」の取り扱い等により「住宅まるごと提案」の拡充を図っていきます。その他、家電販売だけに頼らない新しい収益モデルへの改革の継続、ネットと店舗網、物流網の強みを活かしたネット販売の強化・推進と店舗の融合等、これまでの取り組みを継続して実践し、「日本最大級のネットワーク・サービスのIoT企業」という長期ビジョンのもと、家電オンラインのビジネスから、新たな「ハウスライフIoTネットワークソリューションビジネス」へのシフトを推進してまいります。

これからも家電業界のリーディングカンパニーとして、さまざまなステークホルダーの皆様との信頼関係を築き、ヤマダ電機グループ内のシナジーを活かしたC S R経営を推進し、社会価値を高め、社会と共に発展する企業を目指してまいります。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 店舗展開及び店舗開発について

当社グループは、現在、47都道府県全てに店舗を展開、さらに海外にも店舗を展開しており、今後も引き続き国内外ともに出店を計画しています。国内においては、ナショナルチェーン展開による都市型、郊外型、小商圈型、地域密着型等の市場規模にあわせたスクラップ&ビルト及び可能性のある地域への厳選した出店により店舗ネットワークの効率化とシェアの維持・向上を目指しています。しかしながら、立地条件の良い土地を適切な価格で確保するにあたり、他社と競争となる可能性があります。新規出店やスクラップ&ビルト、家電住まいる館を中心とした既存店の業態転換等に伴う設備費、人件費等の経費の増加が見込まれます。出店地域での既存各社との競争は厳しく、地域によっては、家電小売店の店舗数・店舗面積ともに飽和状態となっており、新規店舗の出店が既存店舗の収益性に影響を及ぼす可能性があります。店舗効率向上のため、自社競合並びに他社競合等の市場環境を踏まえた全国店舗網の見直しによって閉鎖された店舗の除却損や解約損の発生、閉鎖店舗を転貸・売却できない可能性もあります。賃借料、差入保証金等の出店条件、競合状況、商圈人口、各種法律や規則等を総合的に勘案の上、慎重に決定しておりますが、物件の手当てが進まず、出店計画の変更、延期等が発生する可能性があります。以上のような要因により、効率的な店舗展開や店舗運営に支障をきたし、最終的に当社グループの業績や財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。また、新規出店やスクラップ&ビルト、家電住まいる館を中心とした既存店舗の業態転換等の店舗開発を行うにあたっては、多額の資金が必要となります。現在は、内部留保及び借入金により賄っておりますが、将来、資金調達を円滑に行うことができなくなった場合には、事業計画の遂行に支障をきたす可能性があります。

(2) 競合について

家電小売業界は、将来における少子高齢化、人口減、ネット社会の浸透等、社会ニーズが刻々と変化する激しい競争環境にあり、大型家電量販店をはじめ、総合スーパーやホームセンター、インテリア、家具、雑貨、オンライン販売をはじめとした様々な流通形態があり、家電をはじめとした当社グループの取り扱い商品を取り扱うあらゆる企業が競合相手となります。当社グループは、当業界において売上高でトップに位置していると認識しておりますが、価格競争、出店競争、顧客獲得競争、人材獲得競争等、様々な競争に絶えず直面しております。当社グループは、都市型店舗、郊外型店舗、小商圈型店舗、地域密着型店舗等の展開により幅広い顧客ニーズにあわせた出店を行ってまいりましたが、高単価の耐久消費財として各種要因による需要の増減が想定外で発生する等、家電小売業界は安定しているとは言えず、各地域においても競合他社との競争環境は続いていると考えられます。また、家電量販店として唯一、全国に店舗網を持つことから、景気や消費環境、市場環境等の変化により、自社競合が発生し、1店舗当たりの収益性が低下し、当社グループの業績及び投資効率、財政状態に影響を及ぼす可能性があります。今後、新規参入企業の登場により競争が激化する可能性、あるいは、当社グループと競合関係にある企業間でのM&Aや提携により、店舗間競争、商品の仕入れ競争が激化する可能性も考えられます。もし、当社グループがこのような状況変化にうまく対応することができなかった場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、他社が当社グループより低価格での商品提供を開始し、対抗する必要が生じた場合、販売価格を引き下げ、その結果として、利益が低下し、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) M& Aや提携等に伴うリスクについて

当社は、事業強化を目的として、組織再編やM& A、提携、売却等を行う可能性があります。これらを実行するにあたっては、リスク軽減のために入念な調査・検討を行いますが、実施後において偶発債務の発生等、予期せぬ問題が起こる可能性があります。また、当初想定していたほどの効果を得られない、投資金額を回収できない可能性も考えられます。場合によっては、特別損失あるいは特別利益が生じることもあります。その結果、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 規制等について

他の小売企業と同様、当社グループは、「大規模小売店舗立地法」（大店立地法）、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（独占禁止法）に基づく「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」（大規模小売業告示）による規制、「不当景品類及び不当表示防止法」（景品表示法）、「下請代金支払遅延等防止法」（下請法）、また、環境負荷軽減、循環型社会の構築をめざし、リサイクル及びリユース事業を行っており「特定家庭用機器再商品化法」（家電リサイクル法）等の法令の適用を受け、規制の対象となります。法令の制定や改正が行われた場合、又は規制当局による法令解釈が厳しくなる場合には、当社グループが取り扱う製品やサービスに対する需要低下や事業コストの増加等が起こり、当社グループの業績や財政状態が影響を受ける可能性があります。店舗面積が1,000m²を超える新規店舗の出店並びに既存店舗の増床等による変更について、大店立地法の規定に基づき、周辺地域の生活環境の保持等の観点から地方公共団体による出店の規制が行われます。当社グループが新規出店又は増床を予定している店舗につきましては、大店立地法による規制を受けると認識しており、地域の生活環境を考慮する等、大店立地法を遵守いたします。大店立地法の審査の進捗状況によっては、新規店舗出店、又は既存店舗の増床計画の遅延等により、当社グループの出店政策に影響を及ぼす可能性があります。大規模小売業者と納入業者との取引は、大規模小売業告示による規制を受け、当社グループも大規模小売業者として同規制の対象となります。当社グループは、大規模小売業告示を遵守してまいりますが、今後この規制が強化された場合、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループの住宅関連事業に適用される建設業法、建築基準法、宅地建物取引業法及び保険事業に適用される保険業法並びにその他の関係法令の法的規制が強化された場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。さらに、当社グループは、家電販売を中心に行なう「住宅まるごと提案」の拡充を図っており、各種サービス、事業を行うにあたり監督官庁からの許認可の取得等、必要な手続きについて適法かつ適正に処理を行い、現時点において重大な問題は発生しておりません。しかし、将来、何らかの理由により各許認可の取消し又は更新が認められなかつた場合、更なるサービスの拡充や新たな事業開始に伴う許認可が下りない、又は、取得の遅れ等が発生した場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 経済動向について

当社グループの売上は、大半を国内市場に依存しており、国内消費動向が当社グループの業績に影響を及ぼします。各種法律や規則の改正、金利の変動、燃料価格、新規住宅着工件数、失業者数や税率の上昇、人口動態の変化、為替や株価の変動、消費税率の変動、海外経済の低迷、一部新興国の景気減速リスクの顕在化等、国内外の経済的要因の変化は、売上原価及び事業費の増加等を招くと同時に、個人の可処分所得を減少させ、当社グループが取り扱う商品に対する消費需要を低下させる可能性があります。また、日本における将来的な課題として、少子高齢化、人口減、インターネット社会への変遷等、めまぐるしく変化する流通市場環境に対応していくことが求められます。国内の可処分所得や個人消費が伸び悩んだ場合、当社グループが取り扱う商品の販売も影響を受け、売上高が減少する可能性があり、その他、景気の動向が採用活動に影響し、当社が必要とする人材が確保できず、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。その他、海外新興国の景気減速リスクの顕在化や欧州地域の政情不安等、世界経済においても多くの懸念すべき事項が散見され、予断を許さない状況が続くと予想されます。海外の政治・経済の不安定さが続く現状においては、金融市場をはじめとした経済の先行き不透明感はぬぐいきれず、それらの影響により日本経済が成長し続ける、あるいは、後退しないという保証は全くございません。当社グループの事業、業績及び財政状態が、国内個人消費の減少により影響を受ける可能性があります。また、インテリア・家具・雑貨等の大半は、アジア各国から輸入している為、アジア各国の政治・経済等の影響を受ける可能性があります。更に、当社グループの住宅事業は、雇用状況、地価・金利の動向、住宅関連政策・住宅税制、消費税率の上昇等に起因する個人の消費動向の影響を強く受ける事業であり、そのため、このような市場環境が予期せず悪化し住宅受注が大きく減少する事態となった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 季節的要因及び気候的要因、イベント等に伴う需要について

他の小売業と同様に、売上や収益は月により変動します。一般的に、ボーナスシーズンや年度末、休日の多い月は増加する傾向にあります。また、季節先取り商品の売り込みがうまくいった場合にも増加します。一方、エアコンや暖房機器、冷蔵庫、扇風機、乾燥機等の季節関連商品の売上は天候に大きく左右されます。冷夏や暖冬、空梅雨となった場合には売上が減少することが考えられます。さらに、テレビやレコーダーのように、オリンピックやサッカーワールドカップ大会といった特別な催しがある場合に売上が増加する傾向にある商品もあります。しかしながら、季節的な変動や気候条件、イベント等に伴う不定期な需要、その他商品全般の需要について正確に予測することは困難であり、これらの予測が大きく外れた場合、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 消費者の要望及び嗜好の変化について

当社グループが売上高及び利益を維持・増加させるためには、消費者の要望や嗜好に即した商品を予測し、それらの十分な数量を確保し、提供することが必要です。また、定期的に新商品や新技術を消費者に紹介することによって、需要を喚起することも重要であると考えております。もし、これらがうまくいかなかった場合は、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。例えば、他社との競合により商品が不足した場合、メーカーとの関係が変化した場合、メーカーが焦点を置いている新製品や新技術が消費者の求めているものと異なっていた場合等が考えられます。あるいは、新商品の投入により既存同等商品の売上が減少する可能性もあります。

(8) 商品の仕入れ及び在庫について

当社グループの業績にとって、必要な商品を必要な数量、適切な価格で仕入れができる体制を常に整えておくことが重要です。しかしながら、取引先との関係が変化したり、世界的な資源不足や部材不足により商品の供給が不安定になった場合、自然災害、交通事故による物流網の寸断等によって通常の商品供給が困難となった場合、計画通りの商品仕入れが不可能となることがあります。また、構造改革の一環として、在庫内容の変更、部門間在庫バランスの適正化による仕入絶対額の大幅な減少、政策的在庫処分を行った場合、計画通りに売上高及び利益を確保することが困難となります。これらの要因が、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 住宅の品質保証リスクについて

当社グループは、住宅の品質について、住宅メーカーとして徹底した管理を行っておりますが、予期せぬ事情により、品質に関する重大な問題が発生した場合、当社グループの経営成績及び財政状態が影響を受ける可能性があります。

(10) 固定資産の減損

当社グループは、有形固定資産やのれん等多くの固定資産を保有しています。減損会計を適用しておりますが、今後、店舗等の収益性が悪化したり、保有資産の市場価格が著しく下落したこと等により、減損処理がさらに必要になった場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) フランチャイズ経営について

当社グループは、小規模な地域密着型店舗として運営するフランチャイズ店舗を増やしております。しかしながら、今後も継続的に、立地の良いフランチャイズ店舗を獲得できる保証はありませんし、既存のフランチャイズ店舗がフランチャイズ契約を更新する保証もございません。仮にフランチャイズ店舗数が計画通り増加しない、あるいは減少した場合、ロイヤリティー収入が減少し、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、フランチャイズ店舗に関しては、当社グループの完全なコントロール下にあるわけではありませんので、当社グループ基準にそぐわない店舗運営がなされる可能性があります。その他、フランチャイズ債権については、契約先毎に債権保全契約締結と月次債権管理を実施しておりますが、フランチャイズ先の業績悪化による経営破綻等の場合、商品代金を含む債権の回収不能が発生する可能性があります。このような場合、当社グループの業績や財政状態に影響を与える他、当社グループの評判にも影響を与える可能性があります。

(12) 個人情報及びその他の機密情報の取り扱いについて

当社グループは、ポイントカード発行やケイタイd e 安心会員の募集、クレジットカード募集、家電総合保証サービスやNew The安心、ヤマダテクニカルサポート、ヤマダプレミアム会員、ヤマダファミリーサポート等の有料サービスの募集、各種サポートサービスに係るお客様情報、配送・工事・修理に係るお客様情報、インターネット通販に関連するお客様情報等、多くの顧客の個人情報を取り扱っております。これらの情報につきましては、社内管理体制を整備し、情報管理の意識を高め、コンピューターウィルスの感染や不正アクセスによる改ざん、情報漏洩等には十分留意した対策及び体制を取っておりますが、今後、予期し得ない自然災害、コンピューターウィルスの感染や不正アクセス等による改ざん、情報漏洩等が起こった場合、当社グループに対する評判が低下し、業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 自然災害等について

台風や地震、集中豪雨による自然災害での店舗施設の損壊や停電により営業が中断した場合、原子力発電所事故による放射性物質の影響により商品調達及び避難勧告による休業等の支障が発生した場合、さらに新型インフルエンザ等の感染症の流行による災害が発生し店舗における営業が一部阻害された場合、また、それらの復旧・回復に遅れが生じた場合、該当地域への立ち入りが困難となった場合、売上の大幅減少に繋がる可能性があり、当社グループの業績に大きな影響を与える可能性があります。

(14) 住宅設備機器事業のリスクについて

当社グループは、住宅設備機器の品質について、品質管理状況の確認及び品質の維持に努めていますが、万一製品の品質について何らかの問題が発生した場合、生産設備における機器の故障が発生した場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 海外展開について

当社グループは、中国、シンガポール、マレーシアをはじめとして、アジアを中心に店舗展開を行っています。海外事業の開始にあたっては、事前調査を慎重に行っておりますが、事業開始後に各国における商習慣の相違、法律の改正、環境規制の強化、著しい経済動向の変化、想定外の為替の変動があった場合、現地での人材の確保が困難であった場合、当初見込んだ通りの事業展開、事業収益が得られない可能性があります。その他、各国の内政事情の変化、国家紛争の発生、日本と各国間の政治的・経済的な問題に端を発する店舗周辺地域でのテロやデモの発生により、治安の悪化や店舗施設の破壊行為による被害があった場合、その状況に応じて店舗の休業や当該地域での営業継続が困難となることも考えられます。これらの要因が当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 当社オリジナルブランド商品について

当社グループは、「YAMADA SELECT」をはじめとした当社オリジナルブランドにおいて、オリジナル商品の企画、製造委託、販売を行っております。オリジナル商品の品質について、品質管理状況の確認及び品質の維持に努めていますが、万一製品の品質について何らかの問題が発生した場合、需給のギャップによる供給不足や在庫過剰となった場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 差入保証金について

当社グループの直営店出店時の土地及び建物等の賃貸借契約に係る差入保証金は、担保設定等により保全措置を講じているものの、賃貸人の経営破綻等の場合、又は、中途解約によって差入保証金等の全部又は一部が回収できなくなる可能性があり、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(18) 貸金業法に係わるリスクについて

当社グループのクレジット事業に関して、2007年度施行の貸金業法の影響により、過払い利息返金等の損失が予測され、将来に亘る損失を見積もり計上しておりますが、金融不安や雇用情勢を背景とした経済環境が悪化した場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(19) 為替変動について

当社グループは、中国に子会社を設立し、主に家電販売を行っており、連結対象としております。そのため、為替相場の変動が外貨建取引から発生する資産・負債の日本円換算額に影響を与える可能性があります。また、外貨建で貸付を行っており、これに対する引当金にも影響を及ぼす可能性があり、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(20) 訴訟について

当社グループは、現時点において、将来の業績に重大な影響を及ぼすと思われるような損害賠償の請求や訴訟の提起を受けている事実はありません。しかし、当社グループは、家電販売を中心に様々な事業活動を行っており、それらが訴訟や紛争等の対象になる可能性は、否定できません。対象となった場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

①業績

[国内外経済等の背景について]

当連結会計年度における我が国経済は、政府による各種経済対策等を背景に、企業収益、雇用・所得環境の改善等が続き、景気は緩やかな回復基調で推移しましたが、世界経済は、米国の保護主義的な通商政策による貿易摩擦の長期化に伴う世界経済に与える影響や欧州の政治情勢の不安定さ、金融資本市場の変動影響、中国経済の減速、混迷を極める中東情勢による原油価格高騰等、景気の先行きは、依然として不透明な状況が続いています。

小売業界全体としては、人手不足による人件費の上昇や物流費の上昇等によりコストが増加傾向にあり、少子高齢化・人口減が進む日本において、中長期的な課題として顕在化はじめております。また、消費者のライフスタイルの変化や購買行動の多様化が消費動向に影響を及ぼしており、顕著な取捨選択により短期的な買い替え需要が鈍化する業種がある一方で、高額商品が伸びた業種がある等、めまぐるしく環境が変化し、不透明感が増すなかで、これまでの概念にとらわれない、将来を見据えた革新的な経営が更に求められています。

[家電流通業界について]

当社グループが属する家電流通業界において、今夏は、全国各地での災害や酷暑に加え、各災害復旧等に伴う慢性的な人手不足も重なり、売上や利益に大きな影響を及ぼしました。しかし、主要商品を中心とした堅調な買い替え需要の下支えにより、売上は堅調に推移したと推察されます。

商品別には、家電エコポイントや地デジ化に伴う特需の反動減による長引く市場低迷が続いてきたテレビに底打ち感が見られ、2018年12月1日に「新4K8K衛星放送」が開始されたことから4Kテレビや有機ELテレビ等の高単価商品を中心に好調に推移しました。冷蔵庫・洗濯機につきましても買い替え需要に下支えられ好調に推移しました。エアコン等の季節商品は、暖冬の影響があったものの、夏の酷暑及び年間を通してのエアコンの需要により好調に推移しました。携帯電話は、販売施策は正の影響や2018年秋に発売された新型機種に伸び悩みが見られたものの、高単価商品が牽引し、好調に推移しました。一方、パソコン等のデジタル関連商品は、利用構造（目的や用途）や購買構造の変化から、長らく伸び悩みが続いております。また、ブロードバンドは、各通信キャリアの大容量データ通信プラン等の普及により、市場縮小の影響がありました。

[当社の取り組みについて]

このような家電市場を背景に、当社は、全国店舗ネットワークや6,000万件を超す各種会員のビッグデータの分析と活用による新たなサービスを開拓し、持続的成長・発展のため、様々な挑戦を続けてまいりました。

その取り組みとして、今までヤマダ電機グループが提供する各種サービスを「住宅設備機器事業部」「金融サービス事業部」「サポートサービス事業部」「環境ビジネス事業部」「ネットモールサービス事業部」「モバイル事業部」「家電販売事業部」「関係子会社家電事業部」「法人事業部」に区分し、それぞれの事業別の管理を強化、推進してまいりました。

その中でも、「住宅設備機器事業部」については、2017年よりスタートした新業態店舗『家電住まいる館』の開発を継続し、2019年3月末までに74店舗（今期：54店舗）を改装オープンしました。これまで様々な商圏に対し、形態が異なる『家電住まいる館』への改裝を行い、実験、検証を繰り返し、1号店オープンから1年半の時間を要しましたが、コンセプトに沿った基本フォーマットが整いました。

また、住宅商品開発強化と全国店舗統廃合ネットワークの一体となる営業効率向上強化による利益最大化のため、2018年4月1日付の株式会社ナカヤマの吸収合併（リフォーム事業の拡大）や2018年10月1日を効力発生日として、当社連結子会社である株式会社ヤマダ・エスパイエルホーム（現：株式会社ヤマダホームズ）を存続会社とする4社合併を行いました。また、家電・リフォームに加え、「家電住まいる館」の展開にあわせ、家具・インテリア関連のSPA商品の開発の推進や株式会社大塚家具との業務提携（2019年2月）、株式会社家守りホールディングスとの資本業務提携（2019年2月）を行い、「住宅まるごと提案案」の拡充を図りました。

その他の取り組みとして、当社直営ネットショップ「ヤマダウェブコム」に加え、2017年8月の「Y a h o o ! ショッピング」への出店に続き、今期は、「楽天市場」（2018年7月）、「W o w m a !」（2018年10月）に出店し、ネットと店舗網、物流網の強みを活かしたネット販売の強化・推進と店舗の融合を図りました。また、パーソナル少額短期保険株式会社（現 株式会社ヤマダ少額短期保険）の株式取得（2018年8月）や株式会社ヤマダライフ保険の設立（2018年8月）による「金融事業」の拡大、株式会社スリーダムとの合弁会社「ソーシャルモビリティ株式会社」の設立（2018年12月）やインバウンド向け決済「We C h a t P a y」の全国展開とキャッシュレス決済方法「P a y P a y」、「L I N E P a y」の多様化等を推進し、利便性やC Sの向上を図りつつ、新たなビジネスモデルの構築につながる将来に向けた種まきを行ってまいりました。

また、第2四半期連結累計期間（2018年4月1日～2018年9月30日）に家電事業強化として新しい収益モデルへの改革（以下ご参照）に取り組みました。

- ①バーチャルとリアルの融合による交叉比率向上を目指したセルアウトへの改革の実施。
- ②既存の家電住まい館の様々な効果検証に基づく最適化・最大化された新フォーマットへの再改装、再々改装の実施。

以上の改革による成果が表れ、第3・4四半期連結会計期間（2018年10月1日～2019年3月31日）の実績が修正計画通りの回復となり、売上総利益が飛躍的に改善、経常利益率も第2四半期連結累計期間の1.3%から3.3%へ大幅に改善しました。

なお、2018年12月中旬以降の急速な為替変動に伴う為替差損が発生しております。その影響につきましては、以下の「[ご参考]〔連結〕各会計期間の「為替差損益を除く」業績の推移」をご参照ください。

[ご参考]〔連結〕各会計期間の「為替差損益を除く」業績の推移]

(単位：百万円・%)

	上期 (2018年4月1日 ～2018年9月30日)	下期 (2018年10月1日 ～2019年3月31日)	通期 (2018年4月1日 ～2019年3月31日)
売上高	793,670	806,912	1,600,583
経常利益	9,426	27,607	37,033
経常利益率	1.2	3.4	2.3

[C S Rについて]

ヤマダ電機グループは、社会価値を高め、社会と共に発展する企業を目指し、実体を伴った形だけではないC S R経営を継続して実践、積極的な活動を続け、持続可能な社会の実現に貢献しております。また、社会課題の解決に寄与し、企業価値を向上させる企業であり続けるためには、E S G（環境・社会・企業統治）への配慮が必要不可欠であると認識し、積極的な取り組みを行っております。（<https://www.yamada-denki.jp/csr/>）

[店舗数について]

当連結会計年度末の店舗数（海外含む）は、24店舗の新規出店、19店舗の退店により、直営店舗数975店舗（単体直営667店舗、ベスト電器160店舗、その他連結子会社148店舗）となり、F C含むグループ店舗数総計は12,570店舗となっております。

[業績のまとめ]

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高1,600,583百万円（前年同期比1.7%増）、営業利益27,864百万円（前年同期比28.1%減）、経常利益36,889百万円（前年同期比22.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益14,692百万円（前年同期比50.7%減）となり、前年同期比につきましては、減益となりました。その主な要因は、第2四半期連結累計期間に実施した取り組み等（前記①～②をご参照）による販売費及び一般管理費の増加、為替差損の発生によるものです。

なお、第3・4四半期連結会計期間（2018年10月1日～2019年3月31日）は、新しい収益モデルへの改革の成果が表れ、経常利益ベースで大幅な改善が図られ、概ね計画通りに推移いたしました。

[ご参考]　（個別）株式会社ヤマダ電機の概況は以下のとおりです。

[（個別）各会計期間の業績の推移（※売上高は、卸売上高等除く調整後）]

(単位：百万円・%)

	上期 (2018年4月1日 ～2018年9月30日)	下期 (2018年10月1日 ～2019年3月31日)	通期 (2018年4月1日 ～2019年3月31日)
売上高	593,790	608,733	1,202,523
経常利益	4,760	21,266	26,027
経常利益率	0.8	3.5	2.2

[（個別）各会計期間の「為替差損益を除く」業績の推移（※売上高は、卸売上高等除く調整後）]

(単位：百万円・%)

	上期 (2018年4月1日 ～2018年9月30日)	下期 (2018年10月1日 ～2019年3月31日)	通期 (2018年4月1日 ～2019年3月31日)
売上高	593,790	608,733	1,202,523
経常利益	3,770	21,653	25,424
経常利益率	0.6	3.6	2.1

②財政状態

[概要]

当連結会計年度末の総資産額は、前連結会計年度末に比べ8,473百万円増加（前期比0.7%増）して1,184,042百万円となりました。主な要因は、受取手形及び売掛金の増加によるものであります。

負債は、5,621百万円増加（前期比1.0%増）し592,448百万円となりました。主な要因は、支払手形及び買掛金の増加によるものであります。

純資産は、利益剰余金の増加等により、2,852百万円増加（前期比0.5%増）して591,593百万円となりました。この結果、自己資本比率は49.7%（前期比0.1ポイント減）となりました。

③キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ151百万円減少して51,175百万円（前期比0.3%減）となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローは以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、36,023百万円の収入（前年同期は61,689百万円の収入）となりました。

これは主に、税金等調整前当期純利益が前年同期を下回ったことと、売上債権の増減額の増加によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、8,469百万円の支出（前年同期は12,668百万円の支出）となりました。

これは主に、店舗改装等に伴う有形固定資産の取得によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、27,461百万円の支出（前年同期は32,920百万円の支出）となりました。

これは主に、長期借入金の返済による支出によるものであります。

(参考) キャッシュ・フロー関連指標の推移

	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期
自己資本比率(%)	43.2	46.6	48.4	49.8	49.7
時価ベースの自己資本比率(%)	33.3	37.2	38.5	43.4	37.5
キャッシュ・フロー対有利子負債比率(年)	10.5	—	5.4	3.7	6.0
インタレスト・カバレッジ・レシオ(倍)	14.1	—	30.0	46.3	28.8

自己資本比率：自己資本／総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額／総資産

キャッシュ・フロー対有利子負債比率：有利子負債／キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：キャッシュ・フロー／利払い

(注1) いずれも連結ベースの財務数値により計算しております。

(注2) 株式時価総額は自己株式を除く発行済株式数をベースに計算しております。

(注3) キャッシュ・フローは、営業キャッシュ・フローを利用してあります。

(注4) 有利子負債は、連結貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っている全ての負債を対象としております。

(注5) 2016年3月期の「キャッシュ・フロー対有利子負債比率」及び「インタレスト・カバレッジ・レシオ」については、営業キャッシュ・フローがマイナスのため、記載しておりません。

④販売の実績

a. 販売実績

当社グループの事業セグメントは、家電・情報家電等の販売事業及びその他の事業であります、家電・情報家電等の販売事業の全セグメントに占める割合が高く、開示情報としての重要性が乏しいため、下記は品目別の販売実績であります。

品目別	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		前年同期比 (%)
	売上高 (百万円)	構成比 (%)	
家電・情報家電	1,341,511	83.8	1.4
非家電	259,071	16.2	3.1
合計	1,600,583	100.0	1.7

(注) 上記金額は消費税等を含んでおりません。

b. 単位当たり売上高

項目	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	前年同期増減比 (%)
売上高 (百万円)	1,600,583	1.7
売場面積 (期中平均) (m ²)	2,644,078	1.2
1 m ² 当たり売上高 (千円)	605	0.5
従業員数 (期中平均) (人)	28,850	△0.9
1人当たり売上高 (百万円)	55	2.6

(注) 1. 売場面積は、大規模小売店舗立地法（届出時期により大規模小売店舗法）に基づく店舗面積を記載しております。
 2. 上記金額は消費税等を含んでおりません。
 3. 従業員数は臨時雇用者数を含めております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

①重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般的に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

この連結財務諸表の作成にあたって、重要な会計方針については、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載されているとおりであります。

当社グループは、引当金、資産の評価等に関して、過去の実績や当該取引の状況に照らして、合理的と考えられる様々な要因に基づき見積り及び判断を行い、その結果を反映して連結財務諸表を作成しております。

②当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績

(売上高・売上総利益)

当連結会計年度の売上高は、2018年12月1日に「新4K8K衛星放送」がスタートし、4Kテレビや有機ELテレビ等への関心がさらに高まったことから、高単価商品の構成比の増加及びテレビ全体の販売台数の増加により好調に推移しました。冷蔵庫・洗濯機は、高機能・高単価商品への関心が高く買い替え需要が進んだことにより好調に推移しました。エアコン等の季節商品は、夏の酷暑や寒冷地を含む通年で使えるエアコン需要の高まりにより、好調に推移しました。携帯電話は、秋に発売された新型機種に伸び悩みが見られたものの、高機能・高単価商品が好調に推移しました。パソコン等のデジタル関連商品は、ライフスタイルの変化等により、主流がパソコンからスマートフォンにシフトしており、個人向けを中心に伸び悩みが続いております。ブロードバンドは、通信各社の大容量データ通信プランの普及により市場が縮小しました。その結果、当連結会計年度の売上高は、1,600,583百万円（前年同期比1.7%増）となりました。売上総利益は、第2四半期連結累計期間（2018年4月1日～2018年9月

30日）に家電事業強化として新しい収益モデルへの改革（「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 [当社の取り組みについて]」をご参照）に取り組みました。この改革による成果が第3・4四半期連結会計期間（2018年10月1日～2019年3月31日）に表れ、実績が計画通りに進捗し、売上総利益率が前年同期比で第2四半期連結累計期間の4.9%減から6.4%増に大幅に改善されました。その結果、当連結会計年度の売上総利益は、440,990百万円（前年同期比0.7%増）となりました。

（販売費及び一般管理費・営業利益・営業外損益・経常利益）

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、継続した経費の削減及びコントロールを行ったものの、酷暑及び全国的な人手不足に伴う人件費及び物流費の増加、前年と当年との戦略の違いによるポイント経費の上昇、Yaho o！ショッピング（2017年8月）及び楽天市場（2018年7月）並びにWowma！（2018年10月）への出店に伴う手数料の増加等で413,126百万円（前年同期比3.4%増）となり、営業利益は、27,864百万円（前年同期比28.1%減）となりました。

営業外収益は、15,850百万円（前年同期比1.3%増）。営業外費用は、6,825百万円（前年同期比3.5%減）となりました。

その結果、経常利益は、36,889百万円（前年同期比22.1%減）となりました。

（特別損失・特別利益・税金等調整前当期純利益）

特別利益は、店舗及び有価証券の売却等により1,123百万円となりました。特別損失は、豪雨・台風・地震等に伴う災害による損失や店舗等の減損損失及び関係会社の展示場の減損損失等の発生により、12,915百万円（前年同期比76.4%増）となりました。

以上の結果、税金等調整前当期純利益は、前連結会計年度に比べ14,917百万円減少し、25,097百万円（前年同期比37.3%減）となりました。

（法人税等合計・当期純利益・非支配株主に帰属する当期純利益・親会社株主に帰属する当期純利益）

当連結会計年度の法人税等合計は10,302百万円、当期純利益は14,794百万円、非支配株主に帰属する当期純利益は、101百万円となりました。

以上の結果、親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度に比べ15,087百万円減少し、14,692百万円（前年同期比50.7%減）となりました。

b. 資本の財源及び資金の流動性

（キャッシュ・フロー）

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 ③キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

（資金需要）

当社グループの資金需要の主なものは、運転資金と設備投資資金です。

運転資金は、販売商品の仕入の他、販売費及び一般管理費等、設備投資資金は、新規出店及び店舗改装等によるものであります。

（財政政策）

当社グループは、運転資金と設備投資を、営業活動によるキャッシュ・フローで充当することを基本とし、必要に応じて金融機関からの借入及び社債発行等を実施しております。

なお、安定的かつ効率的な調達を行うため、金融機関からは十分な融資枠を設定していただいているとともに、500億円のコミットメントライン契約を結び、資金需要に備えております。

当社グループは、営業活動によるキャッシュ・フローを生み出すとともに、一層の資金効率化を進め、財務体质の改善を図っていく方針であります。

c. 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

（経営上の目標の達成状況）

当社は、目標とする経営指標として、売上高経常利益率5%以上としておりましたが、上述の各要因により、当連結会計年度につきましては2.3%となりました。2020年3月期につきましては、2019年10月に予定されております消費税率引上げに伴う需要とその反動減から、売上高は、若干のプラスで推移すると予想されますが、人手不足による人件費の上昇や物流配送費の上昇等、各コストの上昇が見込まれることから、売上高経常利益率3%以上を目指しております。

4 【経営上の重要な契約等】

(1) クレジット販売加盟店契約

当社は、クレジット販売に関して、信販会社と加盟店契約を締結しております。クレジット販売加盟店契約は、信販会社が信用調査の結果、承認した当社の顧客に対する販売代金を顧客に代わって当社に支払い、信販会社はその立替金を信販会社の責任において回収するものであります。その契約の主なものは、次のとおりであります。

信販会社名	契約締結年月	契約期間
株式会社ジェーシービー	2005年4月	3ヶ月以上の予告期間をもって一方当事者の解約申出まで。
株式会社オリエントコーポレーション	1991年11月	"
三菱UFJニコス株式会社	1990年8月	"
ユーシーカード株式会社	1990年7月	"

(2) 資本業務提携契約

契約会社名	相手方の名称	契約締結日	契約内容
株式会社ヤマダ電機	ソフトバンクグループ 株式会社	2015年5月7日	業務提携 資本提携 当社の株式保有

5 【研究開発活動】

当連結会計年度における当社グループ全体の研究開発活動の金額は385百万円であります。これは、主に子会社の株式会社ハウスティック及び株式会社ヤマダホームズの住宅関連事業における研究開発活動によるものであります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度中の設備投資の総額は、16,110百万円であり、その主なものは、次のとおりであります。

家電住まいの館YAMADA長岡店他新店舗等の建物及び構築物、工具器具及び備品13,513百万円、テックランド筑紫野店土地等830百万円、家電住まいの館YAMADA駒生店他の差入保証金1,767百万円であります。

なお、当社グループの事業セグメントは、家電・情報家電等の販売事業及びその他の事業であります。家電・情報家電等の販売事業の全セグメントに占める割合が高く、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメントごとの設備投資等の概要の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社グループの事業セグメントは、家電・情報家電等の販売事業及びその他の事業であります。家電・情報家電等の販売事業の全セグメントに占める割合が高く、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメントごとの設備投資等の概要の記載を省略しております。

(1) 提出会社

所在地	設備の内容	帳簿価額(百万円)				土地面積 (m ²)	従業員数 (人)
		建物及び 構築物	土地	その他	合計		
北海道地区	店舗等	12,713	1,287	4,075	18,077	15,632	405
東北地区	店舗等	18,350	869	9,716	28,936	8,723	593
関東地区	店舗等	59,807	147,877	47,533	255,219	105,990	4,778
中部地区	店舗等	35,180	6,478	14,470	56,128	59,863	1,672
近畿地区	店舗等	28,995	10,946	12,325	52,266	27,247	1,147
中国地区	店舗等	11,448	-	7,075	18,524	-	556
四国地区	店舗等	7,809	-	3,608	11,417	-	325
九州地区	店舗等	17,065	2,663	5,872	25,602	21,343	956

(2) 国内子会社

会社名	設備の内容	帳簿価額(百万円)				土地面積 (m ²)	従業員数 (人)
		建物及び構築物	土地	その他	合計		
株式会社沖縄ヤマダ電機	店舗等	1,247	—	1,883	3,131	—	68
株式会社マツヤデンキ	店舗等	1,006	1,836	519	3,361	14,547	554
株式会社星電社	店舗等	400	—	513	913	—	153
株式会社九州テックランド	店舗等	2,644	—	1,296	3,940	—	266
株式会社P r o j e c t W h i t e	店舗等	93	1,228	361	1,682	444	217
株式会社ワイスセレクト	店舗等	57	267	92	417	3,528	117
株式会社ベスト電器	店舗等	17,688	15,431	6,836	39,955	126,472	2,326
株式会社ヤマダホームズ	店舗・賃貸用 マンション等	2,524	6,724	2,096	11,345	169,943	1,393
株式会社ハウステック	事務設備 生産設備他	1,878	1,345	864	4,087	351,504	1,475

(注) 帳簿価額の「建物及び構築物」と「土地」には賃貸不動産が含まれております。また、帳簿価額のうち「その他」は、差入保証金、リース資産、機械及び装置、車両運搬具、工具、器具及び備品であり建設仮勘定は含んでおりません。

なお、上記の金額は消費税等を含めておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの事業セグメントは、家電・情報家電等の販売事業及びその他の事業ですが、家電・情報家電等の販売事業の全セグメントに占める割合が高く、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメントごとの設備の新設、除却等の計画の記載を省略しております。

重要な設備の新設

所在地	店舗数	設備の内容	既支払額 (百万円)	今後の所要 資金 (百万円)	着工(予定)年月	完成(予定)年月
北海道地区	-	-	-	-	-	-
東北地区	1	店舗等	332	268	2019年1月	2019年6月
関東地区	8	店舗等	26	1,188	2018年11月	2019年9月
中部地区	2	店舗等	-	118	2019年10月	2020年2月
近畿地区	3	店舗等	520	637	2018年11月	2019年4月
中国地区	1	店舗等	-	69	2019年6月	2019年11月
九州地区	8	店舗等	6	1,639	2018年11月	2020年3月

- (注) 1. 今後の所要資金は、自己資金及び銀行からの借入金でまかなう予定です。
 2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
 3. 所在地に複数の店舗があるため、着工（予定）年月については、当該店舗のうち着工（予定）年月が最も早いものを、完成（予定）年月については、最も遅いものを記載しております。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,000,000,000
計	2,000,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2019年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2019年6月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	966,489,740	966,489,740	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数100株
計	966,489,740	966,489,740	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2019年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

ストックオプション制度の内容は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」の（ストック・オプション等関係）に記載しております。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

2019年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債 (決議年月日 2014年5月27日)		
	事業年度末現在 (2019年3月31日)	提出日の前月末現在 (2019年5月31日)
新株予約権の数（個）	10,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注1）	192,307,692	194,931,773
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注2）	520.0	513.0
新株予約権の行使期間（注3）	2014年6月26日～ 2019年6月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）（注4）	発行価格 520.0 資本組入額 260	発行価格 513.0 資本組入額 257
新株予約権の行使の条件	(注5)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできない。	同左
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注6)	同左
新株予約権付社債の残高（百万円）	100,016	100,000

(注) 1. 本新株予約権の行使により交付する株式の数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を、(注2) 記載の「新株予約権の行使時の払込金額」で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

2. (イ) 各本新株予約権の行使に際しては、本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

(ロ) 当社が時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(ハ) 2019年6月27日開催の第42回（2019年3月期）定時株主総会において、期末配当を1株につき13円とする剰余金処分案が承認可決され、2019年3月期の年間配当が1株につき13円と決定されたことに伴い、転換価額を520.0円から513.0円に調整している。

3. 但し、(イ) 本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（但し、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更による繰上償還の場合に、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、(ロ) 当社による本新株予約権付社債の取得がなされる場合、又は本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また(ハ) 本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2019年6月14日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社による本新株予約権付社債の取得の場合、本新株予約権付社債の要項に従い、取得通知の翌日から取得期日までの間は本新株予約権を行使することはできない。また、当社の本新株予約権付社債の要項に定める組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日（又はかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合には、東京における3営業日前の日）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合には、東京における翌営業日）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

5. (イ) 各本新株予約権の一部行使はできない。
(ロ) 2019年3月28日（但し、同日を除く。）までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日（以下に定義する。）に終了する20連続取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%を超えた場合に限って、翌四半期の初日から末日（但し、2019年1月1日に開始する四半期に関しては、2019年3月27日）までの期間において、本新株予約権を行使することができる。但し、本(ロ)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下(i)、(ii)及び(iii)の期間は適用されない。

- (i) ①株式会社日本格付研究所若しくはその承継格付機関（以下「JCR」という。）による当社の長期発行体格付がBBB+以下である期間、②JCRにより当社の長期発行体格付がなされなくなった期間、又は③JCRによる当社の長期発行体格付が停止若しくは撤回されている期間
(ii) 当社が、本新株予約権付社債権者に対して、本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間（但し、本新株予約権付社債の要領に定める税制変更による繰上償還の場合に、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）
(iii) 当社が組織再編等を行うにあたり、上記（注3）記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知を行った日から当該組織再編等の効力発生日までの期間

なお、一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値をいう。また、「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。

6. (イ) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i) その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii) そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii) 当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本（イ）に記載の当社の努力義務は、承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を当社が受託会社に対して交付する場合には、適用されない。「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。
- (ロ) 上記（イ）の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。
- (i) 新株予約権の数
当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。
- (ii) 新株予約権の目的である株式の種類
承継会社等の普通株式とする。
- (iii) 新株予約権の目的である株式の数
承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定する他、下記①又は②に従う。なお、転換価額は上記（注2）ロと同様の調整に服する。
- ① 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
- ② 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。
- (iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。
- (v) 新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編等の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (vi) その他の新株予約権の行使の条件
承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株予約権の行使は、上記（注5）ロと同様の制限を受ける。
- (vii) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (viii) 組織再編等が生じた場合
承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。
- (ix) その他
承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。
- (ハ) 当社は、上記（イ）の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付す他、本新株予約権付社債の要項に従う。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
2013年10月1日 (注)	869,840,766	966,489,740	—	71,058	—	70,977

(注) 株式分割 (1:10) による増加 869,840,766株

(5) 【所有者別状況】

2019年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	71	32	897	573	303	220,680	222,556	
所有株式数(単元)	—	2,209,445	168,461	1,409,309	3,255,806	801	2,614,056	9,657,878	
所有株式数の割合(%)	—	22.88	1.74	14.59	33.71	0.01	27.07	100.000	

(注) 1. 自己株式153,169,159株は「個人その他」に1,531,691単元及び「単元未満株式の状況」に59株を含めて記載しております。

2. 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ42単元及び64株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2019年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社テックプランニング	群馬県高崎市栄町1-1	65,327.3	8.03
ゴールドマンサックスインターナショナル (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券 株式会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB U.K. (東京都港区六本木6-10-1)	59,769.3	7.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	49,580.5	6.10
ソフトバンクグループ株式会社	東京都港区東新橋1-9-1	48,324.4	5.94
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信 託口）	東京都港区浜松町2-11-3	36,304.1	4.46
山田 昇	群馬県前橋市	28,924.5	3.56
エムエルアイ フォークリアントジェネラ ル オムニシヨンコラテラルノントリーティー ピービー (常任代理人 メリルリンチ日本証券株式会 社)	MERRILL LYNCH FINANCIAL CENTRE, 2 KING EDWARD STREET, LONDON EC1A 1HQ (東京都中央区日本橋1-4-1)	19,627.6	2.41
ステート ストリート バンク ウェスト クリアント トリーティー 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業 部)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A. (東京都港区港南2-15-1)	17,544.1	2.16
株式会社群馬銀行	群馬県前橋市元総社町194	17,410.0	2.14
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東 京支店)	CITIGROUP CENTRE, CANADA SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 5LB (東京都新宿区新宿6-27-30)	15,760.3	1.94
計	—	358,572.2	44.09

(注) 1. 百株未満は切り捨てて表示しております。

2. 上記信託銀行の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、以下のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	47,700.6千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	34,266.3千株

3. エフィッシュモ キャピタル マネージメント ピーティーイー エルティーディーより2019年3月28日付で大量保有報告書の変更報告書が公衆の縦覧に供されておりますが、当社として2019年3月31日現在における実質所有状況の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、当該大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者	エフィッシュモ キャピタル マネージメント ピーティーイー エルティーディー
報告義務発生日	2019年3月22日
保有株式等の数	127,757.1千株
株式等保有割合	13.22%

4. 野村證券株式会社他3社連名により2019年3月22日付で大量保有報告書の変更報告書が公衆の縦覧に供されておりますが、当社として2019年3月31日現在における実質所有状況の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、当該大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者	野村證券株式会社他3社
報告義務発生日	2019年3月15日
保有株式等の数	70,134.7千株
株式等保有割合	6.65%

5. 株式会社みずほ銀行他3社連名により2018年8月22日付で大量保有報告書の変更報告書が公衆の縦覧に供されておりますが、当社として2019年3月31日現在における実質所有状況の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、当該大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者	株式会社みずほ銀行他3社
報告義務発生日	2018年8月15日
保有株式等の数	45,339.4千株
株式等保有割合	4.60%

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2019年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等） (注1)	普通株式 153,169,100	—	—
完全議決権株式（その他） (注2)	普通株式 812,618,700	8,126,187	—
単元未満株式 (注3)	普通株式 701,940	—	1単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	966,489,740	—	—
総株主の議決権	—	8,126,187	—

(注) 1. 「完全議決権株式（自己株式等）」欄は、全て当社保有の自己株式であります。

2. 「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が4,200株（議決権42個）含まれております。
3. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式59株及び証券保管振替機構名義の株式64株が含まれております。

② 【自己株式等】

2019年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ヤマダ電機	群馬県高崎市栄町1番1号	153,169,100	—	153,169,100	15.84
計	—	153,169,100	—	153,169,100	15.84

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号、会社法第155条第7号及び会社法第155条第9号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

株式交換により生じた端数株式の取得

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
取締役会（2018年9月18日）での決議状況 (取得日 2018年9月18日)	1,484	825,104
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	1,484	825,104
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	—
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	—	—

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
当事業年度における取得自己株式	5,311	2,921,934
当期間における取得自己株式	315	165,698

(注) 当期間における取得自己株式には、2019年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（円）	株式数（株）	処分価額の総額（円）
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った 取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に 係る移転を行った取得自己株式	12,972,642	7,147,925,742	—	—
その他（単元未満株式の売渡請求による売渡）（注1）	1,132	619,872	36	19,260
保有自己株式数（注2）	153,169,159	—	153,169,438	—

(注) 1. 当期間における処理自己株式には、2019年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式及び新株予約権の権利行使による株式は含まれおりません。

2. 当期間における保有自己株式数には、2019年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式並びに新株予約権の権利行使による株式は含まれおりません。

3 【配当政策】

当社の利益配分は、株主に対する配当の安定性と継続性を最重要政策といたします。

当社は、将来における持続的な企業価値向上に向け、資金効率の向上を図りつつも、将来における企業価値の向上や経営基盤の強化による安定した成長、業界内におけるシェアの維持・向上のための内部留保も不可欠であると考え、連結配当性向30%以上を目標とし、財政状況や当期の業績等を勘案して配当金額を決定してまいります。

なお、内部留保金につきましては、少子高齢化、人口減、インターネット社会への対応等、めまぐるしく変化する流通市場環境に対応するため、家電専門店としての事業領域の幅と深さを追求した各種ソリューションビジネスの強化、競争力の維持・向上のための既存店舗とそのネットワークの効率化、人材の確保、財務体質の強化、各ステークホルダーへの還元等に充当し、企業の持続的成長のために有効活用してまいります。

この方針に基づき、2019年3月期の1株当たりの配当金額につきましては、普通配当13円を実施することを決定しました。また、2020年3月期の1株当たり配当金につきましては現時点において未定でございます。

今後も安定した利益成長に基づく持続的な配当を目指してまいります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2019年6月27日 定時株主総会決議	10,573	13

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方とは、経営の透明性を高め、公正な企業活動を実施して、企業価値、株主価値を継続的に維持向上させていくことであると認識しております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、監査役会制度を採用しており、取締役会と監査役会により業務執行の監督及び監視を行っております。「経営の意思決定と監督機能」と「業務執行機能」を明確に分離し、経営環境の変化にスピーディーに対応できるよう、各執行役員による業務執行体制を導入し、代表取締役会長と代表取締役副会長兼代表執行役員CEO（最高経営責任者）、代表取締役社長兼代表執行役員COO（最高執行責任者）を経営責任者とする組織のもと、各事業部門並びに各種委員会・分科会を開催し、各執行役員が担当の業務執行に専任し、経営に対する責任を明確にする体制をとっています。また、コンプライアンス委員会及び内部監査室、リスク管理委員会に加え、「企業の社会的責任」（CSR）を経営理念の中核にすえ、CSR委員会を設置し、企業の社会的責任について具体化した倫理綱領・企業規範を策定し、取締役会での承認を得て企業の持つ社会的責任の意義を十分認識し、グループ内外に向け啓蒙活動を行っております。

このような体制を採用している理由は、当社のコーポレート・ガバナンスに関する「経営の透明性を高め、公正な企業活動を実施して、企業価値、株主価値を継続的に維持向上させていく」という基本的な考え方を具現化することができると考えているためであります。

なお、当社の各機関の内容は、以下のとおりであります。

(イ) 株主総会

株主総会は、代表取締役が議長を務めており、会社の最高意思決定機関として、会社の所有者である株主に対する重要な情報提供及び情報交換、権利行使の場であると認識しております。したがって、積極的なIR活動とタイムリーディスクロージャー精神のもと、株主の権利行使に適した環境を構築するための努力をしております。当社は、外国人株主の構成比が高いため、英文の招集通知の作成や、早期発送等の努力をしておりますが、今後も更に工夫を重ねていく所存です。

(ロ) 取締役会

取締役会は、代表取締役が議長を務めており、定期取締役会を毎月1回開催しております。また、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、重要事項は全て付議され、業績の進捗状況についても討議し、対策を迅速に行っております。構成員につきましては、「(2) 役員の状況 ① 役員一覧」に記載しております。

(ハ) 監査役会

当社は、監査役会制度を採用しており、常勤監査役1名と非常勤の社外監査役2名で構成されております。監査役監査の状況につきましては、「(3) 監査の状況 ① 監査役監査の状況」に記載しております。

(二) 経営会議

経営会議は、取締役会の開催週を除き、原則毎週開催し、経営課題や各執行役員の業務執行の進捗管理について報告が行われ、対策を迅速に行っております。

(ホ) 事業計画進捗管理会議

毎週1回担当取締役及び担当執行役員以上が出席し、各事業部が作成した事業計画の進捗状況を確認する事業計画進捗管理会議を開催しております。週単位の進捗状況を確認した上で、収益・費用の両面から、問題点の洗い出しを行い、問題点の対策及び対策の効果検証の報告を行い、めまぐるしく変化する市場環境に対応する体制をとっています。

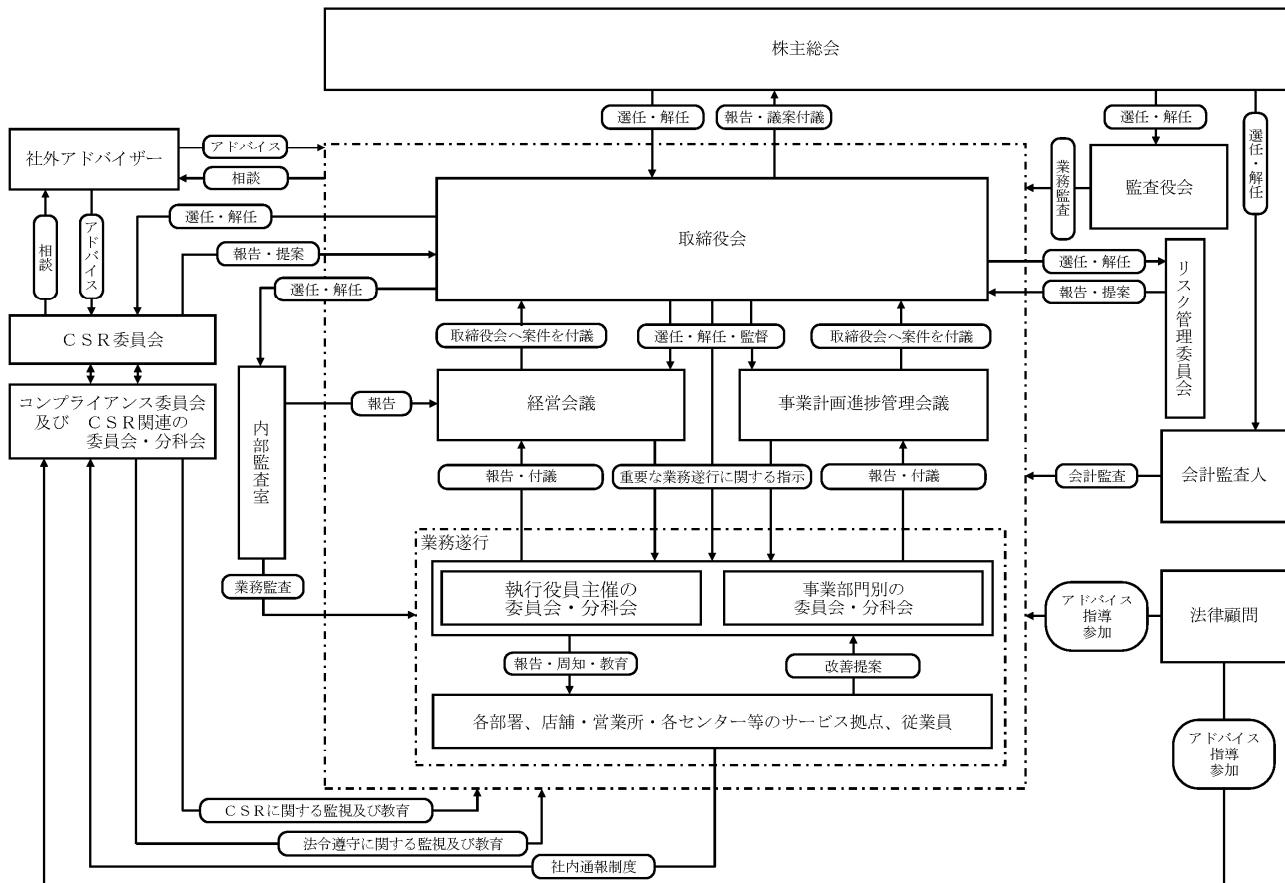
(ヘ) 内部監査室

当社は、内部監査の充実を図る為、社長直属の内部監査室を設置し、専任7名が内部監査業務等に従事しております。内部監査の状況につきましては、「(3) 監査の状況 ② 内部監査の状況」に記載しております。

(ト) その他

弁護士については、弁護士事務所と顧問契約を締結し、必要に応じてアドバイスを受けております。

コーポレート・ガバナンス模式図



③ 企業統治に関するその他の事項

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制（内部統制）を整備しております。

(イ) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(i) コンプライアンス委員会

コンプライアンス担当取締役は、コンプライアンス委員会を組織し、企業の倫理方針、法令等遵守の基本方針及び遵守基準（コンプライアンス規程）を策定し、これに基づき取締役及び従業員が法令・定款及び当社の就業規則等を遵守した行動をとるための行動規範を定める。

また、その徹底を図るため、同委員会を中心に、取締役及び使用人に教育等を行う。これらの活動は、定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとする。

(ii) C S R 委員会の設置

企業の持つ社会的責任の意義を十分認識し、経営方針としてC S R 経営を実践するため、C S R 委員会を設置し、C S R 倫理綱領を基に、コンプライアンス、労働、顧客満足、地域社会、環境問題等に対し取り組みを進め、各分科会にて進行状況の確認を行う。

(iii) 内部通報制度

取締役及び使用人の職務執行について、法令上疑義のある事実を知った者は、その役職を問わず、内部通報制度運用規程に従い、内部通報受付機関に直接通報を行う。コンプライアンス委員会は、内部通報制度の存在の周知に努める。

(iv) 内部監査室

内部監査室は業務執行部門から独立し、各部署の適法性内部監査、I S M S 監査、情報システム監査、情報セキュリティ監査、個人情報保護監査等を行い、各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止とプロセスの改善に努める。

(ロ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(i) 情報保存管理責任者

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき、総務担当の取締役を責任者として、文書管理・取扱規程に従い、次の各号に定める文書（電磁的記録を含むものとする。）を関連資料と共に保存する。

- a. 株主総会議事録
- b. 取締役会議事録
- c. 計算書類
- d. 稟議書
- e. 各委員会議事録
- f. その他文書管理・取扱規程に定める文書

(ii) 文書管理・取扱規程の改定

文書管理・取扱規程を改定する場合には、取締役会の承認を得るものとする。

(iii) 個人情報保護及び営業秘密管理に関する規程を整備し、個人情報及び重要な営業秘密を適切かつ安全に保存、管理する。

(ハ) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

(i) リスク管理基本規程

リスク管理担当取締役は、リスク管理委員会を組織し、リスク管理基本規程の策定にあたる。同規定においてリスクを類型化し、具体的なリスク管理体制を整える。

(ii) 災害時の危機管理体制

リスク管理担当取締役は、災害対処対策マニュアルを作成し、これに従って危機管理体制を整備する。

リスク管理担当取締役は、同マニュアルの周知に努め、災害対策についての教育を行う。

(ニ) 取締役の職務に効率性の確保が図られるための体制

取締役会（又は代表取締役）は、取締役の職務分担や各部門の職務分掌・権限の付与を決定するにあたっては、間接部門の肥大化、管理部門の重複、権限の錯綜等、著しく効率性を害するものとならないよう留意して決定する。

- (ホ) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (i) 関係会社支援室を設置し、子会社の経営及び業績を管理するとともに、業務の適正を確保する体制を構築する。
 - (ii) 子会社の業務執行は、関係会社基本規約及び各社における社内規程に従うものとし、規約・規程については隨時見直しを行う。
 - (iii) 子会社の業績・予算管理を適正化するため、関係会社月次検討会を開催して中期経営計画及び年次予算計画に基づき子会社全体の業績・予算管理を実施し、重要な子会社との間では、さらに関係会社会議を毎週実施する。
 - (iv) 内部監査室は、必要と認めるときは、子会社の業務に関する内部監査について監査を実施することができる。
- (ヘ) 子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制
- (i) 子会社の経営の自主性を尊重しつつ、関係会社基本規約により報告の手続、内容を定め、報告事項に対し適切な指導・助言を行う。
 - (ii) 毎月関係会社報告会を実施し、経営状況及び財務状況について報告を受け、子会社業務の適正を確保する。
- (ト) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (i) 関係会社基本規約に基づき、当社のリスク管理基本規程を子会社に周知・徹底する。
 - (ii) 全子会社から、コンプライアンス状況確認表等により毎週リスク管理状況の報告を受ける。
 - (iii) 各子会社は、リスク管理の基本方針を定める。
 - (iv) 関係会社支援室は子会社から損失の危険に関する報告を受けた場合、事実関係を調査の上、リスク管理担当取締役にこれを報告する。
- (チ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (i) 当社取締役会は、子会社を含めた中期経営計画及び中長期経営戦略を策定し、それに基づく主要経営目標の設定やその進捗について子会社と連携を図る。
 - (ii) 子会社の決裁事項について、関係会社基本規約に事項別手続を定め、意思決定の効率化を図る。
- (リ) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (i) 毎週コンプライアンス状況確認表により子会社の状況を確認し、必要に応じてコンプライアンス委員会に報告する。
 - (ii) 法令・定款違反等を未然に防止する体制として、当社の内部通報制度を共有する。また、法令・定款違反等に基づく懲戒処分の状況については報告を受ける。
 - (iii) 当社の取締役及び監査役又は使用人に子会社の監査役を兼務させ、子会社の監査役と連携して取締役及び使用人の職務執行の適法性を監査する。
- (ヌ) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (i) 補助使用人の配置
取締役は、監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、監査役と協議の上必要な組織改定並びに人事異動を行う。
 - (ii) 補助使用人の職務
補助使用人は、監査役付の発令を受け、指揮命令に従い監査役業務の補助及び監査役会運営の補助を行う。
 - (iii) 補助使用人の独立性
 - a. 補助使用人は、監査役からの指揮命令の下で、取締役以下補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けない。
 - b. 業務遂行にあたっては監査上必要な情報全てを集約できるものとする。
 - c. 補助使用人の人事異動(異動先を含む)・人事評価・懲戒処分について、監査役の同意を要するものとする。

(ル) 監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(i) 指揮命令権

監査役は、その職務を補助するために使用人に対し監査業務に必要な事項を命令することができる。

(ii) 協力体制

当該使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

また、兼務する他部署の上長及び取締役は、当該業務の遂行にあたって要請があった場合は必要な支援を行う。

(ヲ) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(i) 取締役の報告義務

取締役は、他の取締役又は使用人の業務につき法令に違反する事実、会社に著しく損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、監査役に対して当該事実を速やかに報告しなければならない。

(ii) 使用人の報告権

使用人は、取締役又は他の使用人の業務につき法令に違反する事実、会社に著しく損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、監査役に対して当該事実を報告することができる。

(iii) 内部通報

内部通報制度運用規程に基づき、内部通報受付機関は、監査役に対し、内部通報状況を監査役に報告する。

(ワ) 子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらに相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

(i) 子会社の取締役及び使用人は、子会社に著しい損害を及ぼす事実若しくはそのおそれのある事実又は子会社における法令、定款又は社内規程に違反する重大な事実等を発見した場合、直ちに当社の関係会社支援室に報告する。

(ii) 子会社の取締役から報告を受けた事項について、当社の関係会社支援室が当社の監査役に報告するべき事項は、当社の子会社担当役員と監査役との協議により決定した事項とする。

(カ) 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

(i) 監査役に対して前項の報告を行ったことを理由として、当該報告者は何ら不利益な取扱いを受けないものとする。

(ii) 報告者の異動、人事評価及び懲戒等において、通報の事実を考慮することはできず、報告者は異動、人事評価及び懲戒等の理由の調査を監査役に依頼できる。

(ヨ) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(i) 予算の提示

監査役会は、職務上必要と認める費用について、予め予算を会社に提示する。

(ii) 費用等の請求

監査役等がその職務執行について、次に掲げる請求をしたときは、取締役は当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。

a. 費用の前払いの請求

b. 支出をした費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求

c. 負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にない場合にあっては、相当の担保の提供）の請求

(タ) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、内部監査室の実施する年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるとときは、追加監査の実施、業務改善策等を求めることができる。

④ 取締役の定数及び選任の決議要件

当社の取締役の定数は17名以内とする旨定款に定めております。また、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及びその選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑤ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑥ 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑦ 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載、又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な配当政策が遂行できるようにするためであります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性 16名 女性 1名 (役員のうち女性の比率 5.9%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役会長 (代表取締役)	山田 昇	1943年2月11日生	1983年9月 当社代表取締役社長 2008年6月 代表取締役会長 兼 代表執行役員C E O 2013年6月 代表取締役社長 兼 代表執行役員C E O 2016年4月 代表取締役会長 兼 取締役会議長 2019年6月 代表取締役会長（現任）	(注4)	28,924.5
取締役副会長 (代表取締役) 代表執行役員 C E O	一宮 忠男	1955年8月13日生	1986年7月 当社取締役 1987年5月 常務取締役 1988年5月 専務取締役 1995年4月 取締役副社長 2008年6月 代表取締役社長 兼 代表執行役員C O O 2013年6月 代表取締役副社長 兼 代表執行役員C O O 2014年5月 代表取締役副社長 兼 代表執行役員C O O 兼 営業本部長 2014年12月 代表取締役副社長 兼 代表執行役員C O O 兼 商品本部長 2016年4月 代表取締役副会長 兼 代表執行役員C E O（現任）	(注4)	1,031.6
取締役 執行役員副会長	桑野 光正	1954年12月19日生	2005年12月 当社執行役員 磯生塾塾長 2006年6月 取締役 常務執行役員 総務本部副本部長 2008年6月 取締役 兼 執行役員専務 総務本部副本部長 2010年8月 取締役 兼 執行役員専務 総務本部長 兼 磯生塾塾長 2012年4月 取締役 兼 執行役員専務 総務本部長 2013年6月 取締役 兼 執行役員常務 総務本部長 2014年1月 取締役 兼 執行役員常務 総務本部長 兼 人事構成改革室長 2015年3月 取締役 兼 執行役員常務 総務本部長 2016年4月 代表取締役社長 兼 代表執行役員C O O 2018年6月 取締役 兼 執行役員副会長（現任）	(注4)	33.8
取締役社長 (代表取締役) 代表執行役員 C O O	三嶋 恒夫	1959年9月10日生	2017年1月 当社会長付け顧問 2017年6月 当社執行役員副社長 2018年6月 当社代表取締役社長 兼 代表執行役員C O O（現任）	(注4)	1.4

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 執行役員副社長 Newビジネス開発室長	飯塚 裕恭	1965年1月18日生	1991年4月 当社情報処理部長 1993年6月 取締役 システム事業本部長 2000年10月 常務取締役 2002年7月 専務取締役 2004年6月 取締役 専務執行役員 2004年12月 取締役 専務執行役員 情報システム事業部長 2008年6月 取締役 兼 執行役員副社長C I O I T事業本部長 兼 システム事業部長 2013年6月 取締役 兼 執行役員専務C I O I T事業本部長 兼 システム事業部長 兼 国内N E販売事業部長 2015年3月 取締役 兼 執行役員専務C I O I T事業本部長 兼 システム事業部長 2016年1月 取締役 兼 執行役員専務 Newビジネス開発室長 2018年4月 取締役 兼 執行役員副社長 Newビジネス開発室長 兼 インターネット事業部長 2018年6月 取締役 兼 執行役員副社長 Newビジネス開発室長（現任）	(注4)	16.4
取締役 執行役員専務 経営企画室長 兼 C S R推進室長	岡本 潤	1956年4月28日生	2006年4月 当社社長室付顧問 2006年6月 取締役 専務執行役員 2007年6月 取締役 専務執行役員 経営企画室長 2008年6月 取締役 兼 執行役員専務 経営企画室長 2012年4月 取締役 兼 執行役員副社長 経営企画室長 兼 S × L担当室長 兼 C S R推進室長 2013年6月 取締役 兼 執行役員専務 経営企画室長 兼 S × L担当室長 兼 C S R推進室長 2016年4月 取締役 兼 執行役員専務 経営企画室長 兼 C S R推進室長（現任）	(注4)	34.8

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 執行役員常務 I T事業本部長 兼 インターネット事業部長	小林 辰夫	1964年7月6日生	2007年6月 当社常務執行役員 営業総合企画室長 2008年6月 取締役 兼 執行役員常務 営業本部営業統括部長 2010年2月 取締役 兼 執行役員常務 第一営業本部長 2012年4月 取締役 兼 執行役員常務 営業本部 営業推進事業部長 兼 第一営業事業部長 2013年6月 取締役 兼 上席執行役員 営業本部 営業推進事業部長 兼 第一営業事業部長 2013年12月 取締役 兼 上席執行役員 営業本部 営業推進室長 兼 東日本営業事業部長 2014年6月 取締役 兼 上席執行役員 法人事業本部長 2016年6月 取締役 兼 執行役員常務 法人事業本部長 2017年9月 取締役 兼 執行役員専務 営業本部長 2017年10月 取締役 兼 執行役員専務 家電事業本部長 2018年4月 取締役 兼 執行役員専務 セグメント事業本部長 2018年6月 取締役 兼 執行役員常務 システム事業本部長 2019年1月 取締役 兼 執行役員常務 I T事業本部長 兼 インターネット事業部長（現任）	(注4)	12.0
取締役 執行役員常務 法務室長	樋口 春彦	1960年3月9日生	2005年6月 当社取締役 常務執行役員 法務相談室長 2008年6月 取締役 兼 執行役員常務 法務室長 2013年6月 取締役 兼 上席執行役員 法務室長 2016年6月 取締役 兼 執行役員常務 法務室長 （現任）	(注4)	3.5
取締役 執行役員常務 商品本部長	上野 善紀	1971年12月2日生	1990年4月 株式会社ベスト電器入社 2010年3月 同社新中期経営計画推進室 次長 2010年6月 同社販促部 次長 2014年4月 当社入社 営業本部 営業戦略室長 2016年4月 営業戦略本部長 2016年6月 取締役 兼 上席執行役員 営業戦略本部長 兼 住設コラボ販売戦略室長 2017年10月 取締役 兼 上席執行役員 家電事業本部 営業商品戦略室長 2018年4月 取締役 兼 執行役員常務 商品本部長（現任）	(注4)	1.5
取締役 上席執行役員 開発本部長 兼 店舗施工 管理部長	福田 貴之	1974年8月30日生	2003年6月 当社法務相談室長 2009年4月 開発本部 店舗管理部 部長代理 2011年2月 開発本部 店舗管理部 店舗管理課 部長 2012年4月 理事 開発本部 店舗施工管理部長 2013年5月 理事補 開発本部 店舗施工管理部長 2016年6月 取締役 兼 上席執行役員 開発本部 店舗施工管理部長 2018年4月 取締役 兼 上席執行役員 開発本部長 兼 店舗施工管理部長（現任）	(注4)	1.3

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 上席執行役員 秘書室長 兼 人事総務本部長	小暮 めぐ美	1976年10月18日生	2011年5月 当社秘書室 次長 2012年5月 部長 秘書室長 2016年4月 理事補 秘書室長 2017年5月 理事 秘書室長 2018年4月 執行役員 秘書室長 兼 人材開発室長 2018年6月 取締役 兼 上席執行役員 秘書室長 兼 人材開発室長 2019年4月 取締役 兼 上席執行役員 秘書室長 兼 人事総務本部長（現任）	(注4)	2.2
取締役 上席執行役員 管財本部長	福井 章	1965年6月6日生	2017年6月 当社執行役員 法人事業本部 副本部長 2017年9月 執行役員常務 法人事業本部長 2018年4月 執行役員常務 セグメント事業本部 法人事業部長 2018年6月 取締役 兼 上席執行役員 管財本部 法人事業部長 2018年8月 取締役 兼 上席執行役員 管財本部長（現任）	(注4)	0.2
取締役	得平 司	1954年5月3日生	1974年4月 株式会社販売能率増進本部 入社 1984年4月 同社指導部長 1987年2月 有限会社フィック 代表取締役社長 (現任) 2007年7月 株式会社クロス 代表取締役社長（現任） 2014年6月 当社取締役（現任）	(注4)	10.6
取締役	福山 裕幸	1942年12月15日生	1965年4月 株式会社日立製作所 入社 1990年5月 日立エアコンディショニングプロダクツ マレーシア社 社長 1999年4月 株式会社日立製作所 理事 家電グループ 家電営業本部長 2000年4月 株式会社日立G E ライティング 取締役社長 2002年11月 株式会社日立製作所 理事 品質保証本部長 2007年4月 同社執行役常務 品質保証・生産技術担当 2008年3月 同社退任 2008年4月 福山裕幸技術士事務所 代表（現任） 2015年6月 当社取締役（現任）	(注4)	3.8

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役 (常勤)	五十嵐 誠	1964年8月4日生	1999年6月 当社取締役 経理部長 2001年4月 常務取締役 商品管理事業本部副本部長 2003年5月 専務取締役 管財本部長 2004年6月 取締役 専務執行役員 管財本部長 2007年6月 取締役 専務執行役員 管財本部長 兼 關係会社管理室長 2008年6月 取締役 兼 執行役員専務 海外事業戦略室長 2010年3月 取締役 兼 執行役員専務 海外事業戦略室長 兼 L A B I 開発室長 2012年4月 取締役 兼 執行役員専務C F O 管財本部長 2013年6月 取締役 兼 執行役員常務C F O 管財本部長 2014年6月 常勤監査役 (現任)	(注5)	46.8
監査役	高橋 正光	1955年2月9日生	1985年3月 税理士登録 1985年7月 高橋正光税理士事務所 代表 1987年3月 中小企業診断士登録 1990年12月 有限会社高橋税務経営事務所 代表取締役 (現任) 2007年6月 当社監査役 (現任) 2009年1月 ひかり税理士法人 代表社員 (現任)	(注6)	—
監査役	飯村 北	1953年4月14日生	1986年4月 弁護士登録 桝田・江尻法律事務所 入所 1988年10月 米国 R o g e r s & W e l l s 法律事務所 (現 C l i f f o r d C h a n c e 法律事務所) 出向 1991年7月 桝田・江尻法律事務所 復帰 1992年1月 同所パートナー弁護士 2007年7月 合併により 西村あさひ法律事務所 入所 同所パートナー弁護士 2014年6月 マルハニチロ株式会社 社外取締役 (現任) 2016年6月 当社監査役 (現任) 2017年2月 株式会社不二越 社外監査役 (現任) 2019年1月 弁護士法人西村あさひ法律事務所 社員 (現任)	(注3)	—
計					30,124.5

- (注) 1. 取締役得平司及び福山裕幸は、社外取締役であります。
 2. 監査役高橋正光及び飯村北は、社外監査役であります。
 3. 2016年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
 4. 2018年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
 5. 2018年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
 6. 2019年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
 7. 当社は執行役員制度を導入しており、担当職務は執行役員に嘱託しております。2019年6月27日現在における執行役員は、取締役兼任11名を含む21名であります。

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は2名であります。社外取締役得平司氏は、長年にわたる流通業界指導者としての豊富な経験に基づき、社外取締役として、当社の経営に対して有益なご意見やご指摘をいただいております。なお、同氏は株式会社クロスの代表取締役及び有限会社フィックの代表取締役を兼務しており、当社は株式会社クロスと業務委託等の取引関係がありますが、株式会社クロスとの取引規模は当社連結売上高の0.00003%未満とごくわずかであることから、特別の利害関係を生じさせる重要性はないと考えております。また、当社と有限会社フィックとの人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。社外取締役福山裕幸氏は、経営者としての豊富な経験及び幅広い見識を有しております、また、モノづくりを中心とした環境対応、地域貢献等、CSRの観点からも、社外取締役として、当社の経営に対して有益なご意見やご指摘をいただいております。なお、同氏は福山裕幸技術士事務所の代表を兼務しております。当社と兼職先との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社の社外監査役は2名であります。社外監査役高橋正光氏は、ひかり税理士法人の代表社員及び有限会社高橋税務経営事務所の代表取締役を兼務しております。当社と兼職先との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。また、高橋正光氏には、主に税理士の見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言、また、当社の経理システム並びに内部監査についてご意見やご指摘をいただけるものと判断し選任しております。社外監査役飯村北氏は、弁護士法人西村あさひ法律事務所の社員を兼務しております、当社は同氏より必要に応じて法律上のアドバイス等を受けておりますが、その年間取引規模は当社連結売上高の0.003%未満とごくわずかであることから、特別の利害関係を生じさせる重要性はないと考えております。なお、同氏はマルハニチロ株式会社の社外取締役及び株式会社不二越の社外監査役でありますが、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。また、同氏には、弁護士としての公正・中立な立場から、豊富な経験と優れた見識に基づき、異なる観点から経営に関するご意見をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス及び経営に貢献いただけるものと考えております。なお、社外取締役及び社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針はないものの、選任にあたっては、取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、その専門的な知識と豊富な経験に基づき、取締役の業務執行の監督、経営方針や経営計画等に対する有益な意見や指摘及び取締役や主要株主等との利益相反取引の監督などを行っています。

社外監査役は、取締役会及び監査役会に出席し、監査の実施にあたり、内部監査室及び会計監査人と連携することができ、その場において意見を述べ、又は説明を求めることが可能となっています。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社は、監査役会制度を採用しており、常勤監査役1名と非常勤の社外監査役2名で構成されております。取締役会はもとより、その他、各種委員会に出席し、取締役の業務執行についての監査を行っております。また、監査の実施にあたり、内部監査室及び監査法人と都度、情報交換をする等、連携することができ、常勤監査役及びその指定する者は、取締役会をはじめ業務執行が付議される会議に出席し、その場において意見を述べ、又は、説明を求めることがあります。

② 内部監査の状況

当社は、内部監査の充実を図る為、社長直属の内部監査室を設置し、専任7名が日常の監査業務、たな卸し業務の立会等、内部牽制、内部監査業務に従事しております。また、監査役及び監査法人とも都度、情報交換を行い、積極的に連携し、会社の業務活動が適正・効率的に行われているかという観点から監査を行っております。

③ 会計監査の状況

1. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員：小野 純司、御厨 健太郎、福島 力

3. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士17名、その他11名

4. 監査法人の選定方針と理由

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は、不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

監査役会は、有限責任 あずさ監査法人に解任及び不再任に該当する事象がなかったため再任しております。

5. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めております。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めております。その結果、会計監査人の職務執行に問題ないと評価しております。

6. 監査法人の異動

該当事項はありません。

④ 監査報酬の内容等

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（平成31年1月31日内閣府令第3号）による改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」第二号様式記載上の注意(56) d (f) i からiiiの規定に経過措置を適用しております。

1. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく 報酬（百万円）	非監査業務に基づく 報酬（百万円）	監査証明業務に基づく 報酬（百万円）	非監査業務に基づく 報酬（百万円）
提出会社	78	-	78	21
連結子会社	55	19	62	3
計	133	19	140	24

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、財務デューデリジェンス業務等があります。

2. その他重要な報酬の内容

該当事項はありません。

3. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬については、監査計画に基づく監査日数、当社の規模や業務の特性等の要素を勘案し、監査公認会計士等と協議を行い監査役会の同意を得た上で監査報酬を決定しております。

4. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、「会計監査人との連携に関する実務指針」（日本監査役協会）を踏まえ、監査方法及び監査内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

- ① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役の報酬等は、株主総会で承認された各報酬総額の範囲内において規定に則り行なわれ、貢献度、財務状況、経済情勢を考慮の上、取締役会でこれを決定しております。

監査役の報酬等は、株主総会で承認された各報酬総額の範囲内において、監査役会の協議により決定しております。

社内取締役の報酬は、短期インセンティブとしての基本報酬及び賞与、中期インセンティブとしての譲渡制限付株式報酬及び長期インセンティブとしての株式報酬型ストックオプションで構成しております。また、社外取締役及び監査役の報酬は、経営への監督機能を有効に機能させるため、固定報酬のみとしております。

なお、当社役員の報酬等に関する株主総会決議内容等は以下のとおりであります。

(株主総会決議内容)

- ・取締役の報酬額（使用人兼取締役の使用人分給与は含まない）

年 領：7億5千万円以内（取締役17名以内）

決議日：2008年6月27日

- ・監査役の報酬額

年 領：6千8百万円以内（監査役4名以内）

決議日：2006年6月29日

- ・株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等

年 領：4億5千万円以内（取締役17名以内）

決議日：2016年6月29日

- ・譲渡制限付株式の付与のための報酬（使用人兼取締役の使用人分給与は含まない）

年 領：4億5千万円以内（取締役17名以内）

決議日：2019年6月27日

(報酬等の決定権限を有する者等)

- ・取締役の報酬額（使用人兼取締役の使用人分給与は含まない）

決定権限を有する者：取締役会

活動内容等 : 支給実績及び業績等を基準に決議

- ・監査役の報酬額

決定権限を有する者：監査役会

活動内容等 : 支給実績等を基準に決議

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	ストックオプション	
取締役 (社外取締役を除く)	946	606	—	340	15
監査役 (社外監査役を除く)	21	21	—	—	1
社外役員	20	20	—	—	4

③ 報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

氏名	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の総額（百万円）			報酬等の総額 (百万円)
			固定報酬	業績連動報酬	ストックオプション	
山田 昇	取締役	提出会社	203	—	201	404
一宮 忠男	取締役	提出会社	142	—	74	217

④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式の価値の変動、又は、株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資を純投資目的である投資株式とし、それ以外を純投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）としております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

1. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、当社グループの中長期的な発展に必要と認められる場合に、政策保有の検討を行っております。取引関係の強化によって得られる当社グループの利益と投資額等を総合的に勘案し、その投資可否を判断しております。

また、保有する株式は、必要最小限に留め、政策保有先の中長期的な企業価値向上の観点から、当該企業の経営状況等を勘案し、議案ごとの賛否を適切に判断した上で議決権を行使しております。

2. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額（百万円）
非上場株式	4	1,116
非上場株式以外の株式	7	1,030

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額（百万円）	株式数の増加の理由
非上場株式	1	100	企業間取引の強化
非上場株式以外の株式	2	97	企業間取引の強化及び株式累積投 資による増加

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額（百万円）
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	—	—

3. 特定投資株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額（百万円）	貸借対照表計上額（百万円）		
(株) ウエストホールディングス	601,200	601,200	(保有目的) 企業間取引の強化 (定量的な保有効果) (注) 2	無
	666	392		
(株) 東和銀行	274,800	274,800	(保有目的) 企業間取引の強化 (定量的な保有効果) (注) 2	有
	195	384		
(株) タカラレーベン不動産投資法人	1,000	—	(保有目的) 企業間取引の強化 (定量的な保有効果) (注) 2	無
	92	—		
(株) みずほフィナンシャルグループ	183,610	183,610	(保有目的) 企業間取引の強化 (定量的な保有効果) (注) 2	無
	31	35		
(株) 三菱UFJフィナンシャル・グループ	39,120	39,120	(保有目的) 企業間取引の強化 (定量的な保有効果) (注) 2	無
	21	27		
(株) 群馬銀行	39,450	37,300	(保有目的) 企業間取引の強化 (定量的な保有効果) (注) 2 (株式数が増加した理由) 株式累積投資による増加	有
	16	22		
(株) 三井住友フィナンシャルグループ	1,611	1,611	(保有目的) 企業間取引の強化 (定量的な保有効果) (注) 2	無
	6	7		

(注) 1. 「－」は、当該銘柄を保有していないことを示しております。

2. 当社は、特定投資株式における定量的な保有効果の記載が困難であるため、保有の合理性を検証した方法について記載いたします。当社は、毎期、個別の政策保有株式について政策保有の意義を検証しており、2019年3月31日を基準とした検証の結果、現状保有する政策保有株式は、いずれも保有方針に沿った目的で保有していることを確認しております。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額（百万円）	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額（百万円）
非上場株式	1	0	1	0
非上場株式以外の株式	2	3,850	2	3,082

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額（百万円）	売却損益の 合計額（百万円）	評価損益の 合計額（百万円）
非上場株式	0	—	(注)
非上場株式以外の株式	77	—	△123

(注) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「評価損益の合計額」は、記載しておりません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表について有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、また、会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

①【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流动資産		
現金及び預金	※2 52,040	51,681
受取手形及び売掛金	45,968	62,848
商品及び製品	372,682	379,290
仕掛品	5,657	3,856
原材料及び貯蔵品	※2 5,121	4,311
その他	49,868	58,015
貸倒引当金	△1,840	△1,540
流动資産合計	529,500	558,463
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※2,※3 216,556	※3 210,307
土地	※2 187,827	※2 189,002
リース資産（純額）	9,558	8,817
建設仮勘定	678	763
その他（純額）	※3 13,446	※3 11,732
有形固定資産合計	※1 428,068	※1 420,623
無形固定資産	40,287	34,901
投資その他の資産		
投資有価証券	※2,※4 9,182	※4 9,398
長期貸付金	3,510	3,112
退職給付に係る資産	1,845	1,558
繰延税金資産	27,166	30,533
差入保証金	※2 102,080	95,219
その他	36,221	32,211
貸倒引当金	△2,295	△1,981
投資その他の資産合計	177,711	170,053
固定資産合計	646,067	625,578
資産合計	1,175,568	1,184,042

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	98,550	114,006
短期借入金	※2 84,581	95,930
1年内償還予定の社債	—	100,016
1年内返済予定の長期借入金	※2 45,215	41,150
リース債務	2,541	2,694
未払法人税等	4,757	10,701
賞与引当金	8,455	8,274
役員賞与引当金	118	116
ポイント引当金	7,835	12,172
完成工事補償引当金	592	667
関係会社整理損失引当金	302	282
その他	54,269	50,501
流動負債合計	307,221	436,515
固定負債		
社債	100,116	—
長期借入金	※2 88,594	66,428
リース債務	10,232	9,024
役員退職慰労引当金	465	476
商品保証引当金	9,637	7,973
利息返還損失引当金	97	49
商品券等回収引当金	206	155
退職給付に係る負債	26,287	28,114
資産除去債務	31,685	32,803
その他	12,283	10,907
固定負債合計	279,606	155,933
負債合計	586,827	592,448
純資産の部		
株主資本		
資本金	71,058	71,058
資本剰余金	84,608	79,403
利益剰余金	500,164	503,700
自己株式	△73,704	△67,952
株主資本合計	582,127	586,210
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,854	539
為替換算調整勘定	△814	312
退職給付に係る調整累計額	2,351	1,420
その他の包括利益累計額合計	3,391	2,273
新株予約権	1,153	1,493
非支配株主持分	2,068	1,616
純資産合計	588,740	591,593
負債純資産合計	1,175,568	1,184,042

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売上高	1,573,873	1,600,583
売上原価	1,135,758	1,159,592
売上総利益	438,114	440,990
販売費及び一般管理費	※1,※2 399,351	※1,※2 413,126
営業利益	38,763	27,864
営業外収益		
受取利息	970	899
仕入割引	4,312	4,501
為替差益	649	—
受取賃貸料	4,216	3,935
売電収入	2,005	2,002
その他	3,491	4,511
営業外収益合計	15,646	15,850
営業外費用		
支払利息	1,318	1,242
為替差損	—	144
賃貸費用	3,514	3,081
賃借料	476	205
売電費用	784	822
その他	978	1,328
営業外費用合計	7,073	6,825
経常利益	47,335	36,889
特別利益		
固定資産売却益	—	※3 454
投資有価証券売却益	—	556
その他	—	113
特別利益合計	—	1,123
特別損失		
固定資産処分損	※4 552	※4 582
減損損失	※5 5,515	※5 9,965
その他	1,253	2,367
特別損失合計	7,321	12,915
税金等調整前当期純利益	40,014	25,097
法人税、住民税及び事業税	12,103	14,341
法人税等調整額	△1,018	△4,038
法人税等合計	11,084	10,302
当期純利益	28,930	14,794
非支配株主に帰属する当期純利益又は 非支配株主に帰属する当期純損失(△)	△849	101
親会社株主に帰属する当期純利益	29,779	14,692

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
当期純利益	28,930	14,794
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	582	△1,315
為替換算調整勘定	△337	1,127
退職給付に係る調整額	88	△931
持分法適用会社に対する持分相当額	0	△0
その他他の包括利益合計	※1 332	※1 △1,119
包括利益	29,263	13,674
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	30,273	13,574
非支配株主に係る包括利益	△1,010	100

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	71,058	73,734	480,846	△67,213	558,426
当期変動額					
剩余金の配当			△10,462		△10,462
親会社株主に帰属する当期純利益			29,779		29,779
自己株式の取得				△15,996	△15,996
自己株式の処分		△2		14	12
連結子会社株式の取得による持分の増減		10,876		9,491	20,367
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	10,874	19,317	△6,490	23,701
当期末残高	71,058	84,608	500,164	△73,704	582,127

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,221	△485	2,161	2,897	843	23,380	585,547
当期変動額							
剩余金の配当							△10,462
親会社株主に帰属する当期純利益							29,779
自己株式の取得							△15,996
自己株式の処分							12
連結子会社株式の取得による持分の増減							20,367
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	632	△329	189	493	310	△21,311	△20,508
当期変動額合計	632	△329	189	493	310	△21,311	3,192
当期末残高	1,854	△814	2,351	3,391	1,153	2,068	588,740

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	71,058	84,608	500,164	△73,704	582,127
当期変動額					
剩余金の配当			△10,404		△10,404
親会社株主に帰属する当期純利益			14,692		14,692
自己株式の取得				△3	△3
自己株式の処分		0		0	0
合併による減少			△751		△751
連結子会社株式の取得による持分の増減		△5,205		5,755	550
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△5,205	3,536	5,751	4,083
当期末残高	71,058	79,403	503,700	△67,952	586,210

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,854	△814	2,351	3,391	1,153	2,068	588,740
当期変動額							
剩余金の配当							△10,404
親会社株主に帰属する当期純利益							14,692
自己株式の取得							△3
自己株式の処分							0
合併による減少							△751
連結子会社株式の取得による持分の増減							550
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,314	1,127	△931	△1,118	340	△452	△1,230
当期変動額合計	△1,314	1,127	△931	△1,118	340	△452	2,852
当期末残高	539	312	1,420	2,273	1,493	1,616	591,593

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	40,014	25,097
減価償却費	19,621	18,925
減損損失	5,515	9,965
のれん償却額	86	516
ポイント引当金の増減額（△は減少）	△2,955	4,337
商品保証引当金の増減額（△は減少）	△2,046	△1,663
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△2,982	△536
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	1,715	1,182
受取利息及び受取配当金	△1,087	△1,100
支払利息	1,318	1,242
為替差損益（△は益）	△597	324
投資有価証券売却損益（△は益）	△0	△556
固定資産処分損益（△は益）	552	128
売上債権の増減額（△は増加）	11,198	△16,951
前受金の増減額（△は減少）	687	△2,730
たな卸資産の増減額（△は増加）	△3,155	△4,197
仕入債務の増減額（△は減少）	13,483	15,729
未収入金の増減額（△は増加）	△2,698	△2,109
未払消費税等の増減額（△は減少）	371	△3,063
その他の流動資産の増減額（△は増加）	426	△431
その他の流動負債の増減額（△は減少）	19	1,668
その他	2,508	△495
小計	81,996	45,282
利息及び配当金の受取額	303	400
利息の支払額	△1,332	△1,249
法人税等の支払額又は還付額（△は支払）	△19,277	△8,409
営業活動によるキャッシュ・フロー	61,689	36,023

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△494	△228
定期預金の払戻による収入	336	338
有形固定資産の取得による支出	△10,049	△13,172
有形固定資産の売却による収入	283	1,586
無形固定資産の取得による支出	△345	△603
差入保証金の差入による支出	△996	△1,767
差入保証金の回収による収入	8,234	9,142
投資有価証券の取得による支出	△3,647	△1,626
投資有価証券の売却及び償還による収入	38	1,590
関係会社株式の取得による支出	△10	△767
連結の範囲の変更を伴う子会社株式 の取得による収入	※2 137	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式 の売却による収入	※3 540	—
貸付けによる支出	△7,697	△8,486
貸付金の回収による収入	1,389	4,122
その他	△387	1,403
投資活動によるキャッシュ・フロー	△12,668	△8,469
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	6,457	11,348
長期借入れによる収入	50,000	21,269
長期借入金の返済による支出	△60,173	△47,499
自己株式の取得による支出	△15,996	△3
自己株式の処分による収入	0	0
リース債務の返済による支出	△2,716	△2,735
セール・アンド・リースバックによる収入	218	622
配当金の支払額	△10,461	△10,460
その他	△248	△3
財務活動によるキャッシュ・フロー	△32,920	△27,461
現金及び現金同等物に係る換算差額	243	△244
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	16,345	△151
現金及び現金同等物の期首残高	34,981	51,326
現金及び現金同等物の期末残高	※1 51,326	※1 51,175

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 29社

主要な連結子会社の名称

株式会社沖縄ヤマダ電機
株式会社シー・アイ・シー
インバースネット株式会社
コスマス・ベリーズ株式会社
株式会社マツヤデンキ
株式会社星電社
株式会社ヤマダフィナンシャル
株式会社九州テックランド
株式会社Project White
株式会社ワイズセレクト
株式会社ヤマダホームズ
株式会社コングロ
エースホーム株式会社
株式会社ベスト電器
株式会社ベストクレジットサービス
株式会社J・スタッフ
株式会社ベストサービス
株式会社ビー・ピー・シー
株式会社リペア・デボ
株式会社黒川デンキ
株式会社ハウステック
日化メンテナンス株式会社
中部日化サービス株式会社
山田電機（瀋陽）商業有限公司
山田電機（中国）投資有限公司
BEST DENKI MALAYSIA SDN. BHD.
BEST DENKI (SINGAPORE) PTE. LTD.
YAMADA TECHNOLOGY CORPORATION
NAKAYAMA RESOURCES & DEV' T. CORP.

株式会社ナカヤマは、2018年4月1日付で当社を存続会社とする吸収合併を行ったため、連結の範囲から除外しております。当社連結子会社である株式会社ヤマダ・エスバイエルホーム、株式会社ヤマダ・ウッドハウス、ハウジングワークス株式会社、エス・バイ・エル住工株式会社は、2018年10月1日を効力発生日として、株式会社ヤマダ・エスバイエルホームを存続会社とする4社合併を行い、合併後の存続会社の商号を「株式会社ヤマダホームズ」に変更いたしました。また、コングロエンジニアリング株式会社は、2019年2月1日付けで、株式会社コングロに社名変更しております。また、NAKAYAMA TECHNOLOGY CORPORATIONは、2018年12月13日付けで、YAMADA TECHNOLOGY CORPORATIONに社名変更しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社

株式会社ワイ・ジャスト
株式会社テス
株式会社群馬総合設備
東金属株式会社
株式会社ヤマダファイナンスサービス
株式会社ヤマダトレーディング
株式会社ヤマダ不動産
株式会社ヤマダ少額短期保険
株式会社ヤマダライフ保険
株式会社家守りホールディングス

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 2社

主要な会社名

株式会社ストリーム

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

主要な会社名

株式会社ワイ・ジャスト

株式会社テス

株式会社群馬総合設備

東金属株式会社

株式会社ヤマダファイナンスサービス

株式会社ヤマダトレーディング

Y.U-mobi-l-e 株式会社

株式会社ヤマダ不動産

株式会社ヤマダ少額短期保険

株式会社ヤマダライフ保険

株式会社家守りホールディングス

ソーシャルモビリティ株式会社

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、海外の連結子会社6社の事業年度の末日は12月31日であり、その他の連結子会社23社の事業年度の末日は2月28日であります。連結財務諸表の作成に当たっては、それぞれの事業年度の末日現在の財務諸表を使用しておりますが、それぞれの事業年度の末日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引につきましては、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

(時価のあるもの)

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(時価のないもの)

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②デリバティブ

時価法

③たな卸資産

当社及び連結子会社は、主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（賃貸不動産を含む、リース資産を除く）

当社及び連結子会社は、主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～47年

②無形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は、定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

③リース資産

当社及び連結子会社は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、一部の連結子会社は、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

④長期前払費用

当社及び連結子会社は、定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

当社及び連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は、従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

③役員賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は、役員への賞与の支給に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

④ポイント引当金

当社及び当社と同様の事業を営む連結子会社は、顧客に付与したポイント使用に備えるため、将来行使されると見込まれる額を計上しております。

⑤完成工事補償引当金

一部の連結子会社は、引渡済建物の瑕疵担保責任に基づく補償費及びアフターサービス補修費の支出に備えるため、完成工事高及び分譲用建物売上高に過去の一定期間における瑕疵担保責任に基づく補償費及びアフターサービス補修費の実績から算出した実績率を乗じた発生見込額を計上しております。

⑥関係会社整理損失引当金

一部の連結子会社は、関係会社の整理に伴う損失に備えるため、当該損失見込額を計上しております。

⑦役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑧商品保証引当金

当社及び当社と同様の事業を営む連結子会社は、販売した商品の保証に関わる将来の修理費用の支払いに備えるため、過去の修理実績に基づき翌連結会計年度以降の修理費用見込額を計上しております。

⑨利息返還損失引当金

一部の連結子会社は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息部分について、顧客からの返還請求発生見込額を計上しております。

⑩商品券等回收回引当金

一部の連結子会社は、一定期間経過後に収益計上した未回収の商品券等が将来回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として5年）による定額法により按分した額を発生時から費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

③小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

①当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

②その他の工事

工事完成基準

(6) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、金利スワップ取引のうち、適用要件を満たすものについては、特例処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段

金利関連…金利スワップ取引

b. ヘッジ対象

金利関連…長期借入金

③ヘッジ方針

金利スワップ取引は、金利の市場変動リスクに晒されている資産・負債に係るリスクをヘッジする目的で行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動、又は、キャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の判定は省略しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

発生年度から5～15年間で均等償却しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic 606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic 606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」9,175百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」27,166百万円に含めて表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解（注8）（評価性引当額の合計額を除く。）及び同注解（注9）に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前連結会計年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

(連結貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
減価償却累計額	287,660百万円	299,800百万円

※2. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
現金及び預金	220百万円	一千万円
原材料及び貯蔵品	624	—
建物及び構築物（純額）	1,413	—
土地	781	57
投資有価証券	4	—
差入保証金	11	—
計	3,056	57

一部の連結子会社で、上記の土地 土地については、一部の連結子会のうち86百万円は、顧客の住宅ローン1社で、顧客の住宅ローン29百万円を35百万円を担保するため、物上保担保するための物上保証に供してお証に供しております。また、上記のります。

土地のうち106百万円並びに建物及び構築物（純額）のうち23百万円は、根抵当権（極度額1,200百万円）が設定されております。

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
短期借入金	1,866百万円	一千万円
1年内返済予定の長期借入金	234	—
長期借入金	259	—
計	2,360	—

※3. 過年度において、電源過疎地域等企業立地促進事業費補助金の受入れにより、次のとおり圧縮記帳を行っております。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
建物及び構築物	104百万円	104百万円
その他	3	3
計	107	107

※4. 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
投資有価証券（株式）	1,188百万円	1,976百万円

5. 偶発債務

(1) 信販会社に対する売掛金を債権譲渡しております。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
売掛金	13,843百万円	1,951百万円

(2) 連結会社以外の会社等の借入等について債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
住宅購入者等のための保証債務	3,006百万円	4,110百万円
仕入先からの債務に対する連帯保証	249百万円	321百万円
従業員に対する保証債務	14百万円	10百万円
東金属株式会社のリース契約に対する連帯保証	1百万円	0百万円

6. 受取手形割引高

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
受取手形割引高	861百万円	710百万円

7. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため金融機関7社とコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
コミットメントライン極度額	50,000百万円	50,000百万円
借入実行残高	—	—
差引額	50,000	50,000

(連結損益計算書関係)

※1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
広告宣伝費	27,883百万円	26,665百万円
給与手当	106,151	107,341
貸倒引当金繰入額	230	△118
賞与引当金繰入額	8,455	8,274
退職給付費用	3,741	3,797
賃借料	73,064	72,340
減価償却費	18,185	16,975
ポイント販促費	36,790	45,901

※2. 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
	448百万円	385百万円

※3. 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
土地	—	1
その他	—	452
計	—	454

※4. 固定資産処分損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
建物及び構築物(除却損、売却損)	271百万円	374百万円
その他(除却損、売却損)	38	39
解体撤去費用	242	168
計	552	582

※5. 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

場所	用途	種類
東京都 他	営業店舗 事業用資産	建物及び構築物 リース資産 その他有形固定資産 その他
大分県 他	転貸店舗 賃貸用資産	建物及び構築物 リース資産 その他有形固定資産 その他

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として主として店舗及び事業所を基本単位とし、また、転貸店舗、賃貸用資産及び遊休資産については、物件単位毎にグルーピングしております。なお、一部の連結子会社については、会社単位を基準としてグルーピングを行っております。この他に、本社・工場等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としてグルーピングしております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスで、資産グループの固定資産簿価を全額回収できる可能性が低いと判断した店舗資産、事業用資産、遊休資産、転貸資産、賃貸用資産及び共用資産については、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（5,515百万円）として特別損失に計上しました。その内訳は、「建物及び構築物」3,918百万円、「リース資産」262百万円、「その他有形固定資産」778百万円、「無形固定資産」229百万円、「その他投資その他の資産」326百万円であります。なお、当該資産グループの回収可能価額は、主に正味売却価額により測定しており、固定資産税評価額等を基に評価し、リース資産、無形固定資産及びその他投資その他の資産については、正味売却価額を零として評価しています。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

場所	用途	種類
愛知県 他	営業店舗 事業用資産	建物及び構築物 土地 リース資産 その他有形固定資産 その他
奈良県 他	転貸店舗 賃貸用資産	建物及び構築物 リース資産 その他有形固定資産 その他
－	その他	のれん

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として主として店舗及び事業所を基本単位とし、また、転貸店舗、賃貸用資産及び遊休資産については、物件単位毎にグルーピングしております。なお、無形固定資産に含まれるのれんについては、管理会計上の区分に従った事業を基準とし、一部の連結子会社については、会社単位を基準としてグルーピングを行っております。この他に、本社・工場等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としてグルーピングしております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスで、資産グループの固定資産簿価を全額回収できる可能性が低いと判断した店舗資産、事業用資産、遊休資産、転貸資産、賃貸用資産及び共用資産については、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（9,965百万円）として特別損失に計上しました。その内訳は、「建物及び構築物」3,124百万円、「土地」62百万円、「リース資産」649百万円、「その他有形固定資産」599百万円、「無形固定資産」5,208百万円、「その他投資その他の資産」320百万円であります。なお、当該資産グループの回収可能価額は、主に正味売却価額により測定しており、固定資産税評価額等を基に評価し、リース資産、のれんを除く無形固定資産及びその他投資その他の資産については、正味売却価額を零として評価していますが、無形固定資産に含まれるのれんの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを主として8.1%で割り引いて算出しています。

(連結包括利益計算書関係)

※1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
その他有価証券評価差額金 :		
当期発生額	805百万円	△1,164百万円
組替調整額	△1	△556
税効果調整前	803	△1,720
税効果額	△221	405
その他有価証券評価差額金	582	△1,315
為替換算調整勘定 :		
当期発生額	△337	1,127
組替調整額	—	—
税効果調整前	△337	1,127
税効果額	—	—
為替換算調整勘定	△337	1,127
退職給付に係る調整額 :		
当期発生額	862	△260
組替調整額	△991	△949
税効果調整前	△128	△1,210
税効果額	216	278
退職給付に係る調整額	88	△931
持分法適用会社に対する持分相当額 :		
当期発生額	0	△0
組替調整額	—	—
持分法適用会社に対する持分相当額	0	△0
その他の包括利益合計	332	△1,119

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	966,489	—	—	966,489
合計	966,489	—	—	966,489
自己株式				
普通株式	161,685	27,317	22,867	166,136
合計	161,685	27,317	22,867	166,136

(注) 普通株式の自己株式の当連結会計年度増加株式数27,317千株は、取締役会決議に基づく自己株式取得による増加27,309千株、単元未満株式の買取り7千株及び株式交換による1株に満たない端数の処理に伴う自己株式の買取り0千株であります。また、普通株式の自己株式の当連結会計年度減少株式数22,867千株は、株式交換による減少22,832千株、新株予約権の行使による減少34千株及び単元未満株式の買増し0千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (千株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	2019年満期ユーロ円建 取得条項付転換社債型 新株予約権付社債 に係る新株予約権	普通株式	187,899	2,323	—	190,222	—
	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	1,153
合計		—	187,899	2,323	—	190,222	1,153

(注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。
 2. 2019年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権の当連結会計年度増加は、転換価額の調整によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2017年6月29日 定時株主総会	普通株式	10,462	13	2017年3月31日	2017年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	10,404	利益剰余金	13	2018年3月31日	2018年6月29日

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	966,489	—	—	966,489
合計	966,489	—	—	966,489
自己株式				
普通株式	166,136	6	12,973	153,169
合計	166,136	6	12,973	153,169

(注) 普通株式の自己株式の当連結会計年度増加株式数6千株は、単元未満株式の買取り5千株及び株式交換による1株に満たない端数の処理に伴う自己株式の買取り1千株であります。また、普通株式の自己株式の当連結会計年度減少株式数12,973千株は、株式交換による減少12,972千株及び単元未満株式の買増し1千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (千株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	2019年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権	普通株式	190,222	2,085	—	192,307	—
	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	1,493
合計		—	190,222	2,085	—	192,307	1,493

(注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。
 2. 2019年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権の当連結会計年度増加は、転換価額の調整によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	10,404	13	2018年3月31日	2018年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	10,573	利益剰余金	13	2019年3月31日	2019年6月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
現金及び預金勘定	52,040百万円	51,681百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△714	△506
現金及び現金同等物	51,326	51,175

※2. 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

(株式会社ナカヤマの取得)

株式の取得により新たに株式会社ナカヤマを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得による収入（純額）との関係は次のとおりであります。

流動資産	2,993百万円
固定資産	3,759
のれん	6,950
流動負債	△9,020
固定負債	△4,238
非支配株主持分	△444
株式の取得価額	0
現金及び現金同等物	△137
差引：取得による収入	137

※3. 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

(株式会社ヤマダエコソリューション)

株式の売却により、株式会社ヤマダエコソリューションが連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳並びに株式の売却価額と売却による収入は次のとおりであります。

流動資産	1,472百万円
固定資産	1,727
流動負債	△1,528
固定負債	△747
非支配株主持分	△276
その他有価証券評価差額金	△0
株式の売却損	△1
株式の売却価額	644
現金及び現金同等物	△103
差引：売却による収入	540

4. 重要な非資金取引の内容

(1) ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
ファイナンス・リース取引に係る資産の額	1,604百万円	1,559百万円
ファイナンス・リース取引に係る債務の額	1,756	1,708

(2) 資産除去債務の計上額

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
資産除去債務の計上額	7,083百万円	1,355百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、店舗建物及び店舗設備、電子計算機一式（「工具、器具及び備品」）であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(借主側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
1年内	12,761	14,208
1年超	83,435	85,431
合計	96,196	99,639

(貸主側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
1年内	230	230
1年超	795	565
合計	1,025	795

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を調達（主に銀行借入や社債発行）しております。

一時的な余資は、主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

差入保証金は、主に店舗の賃借に係るものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、社債の償還日は、最長で決算日後3ヶ月であります。

デリバティブ取引は、借入金の一部について、将来の金利変動のリスクを回避する目的で変動金利を固定金利と交換する金利スワップ取引を利用しております。また、一部の連結子会社は、外貨建金銭債権債務の将来の為替変動リスクを回避する目的で通貨スワップ取引及び通貨オプション取引を利用しております。当社は、デリバティブ取引を利用してヘッジ会計を行っており、ヘッジ会計の方法については、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項（6）重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。当社が利用している金利スワップ取引は、市場金利の変動によるリスクがあります。また、一部の連結子会社が利用している通貨スワップ取引及び通貨オプション取引は、為替相場の変動によるリスクがあります。なお、取引の契約先は信用度の高い国内の銀行であるため、相手先の契約不履行に伴う信用リスクは、ほとんどないと判断しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程等に従い、営業債権等について、各事業部門が定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと判断しております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金の一部について、将来の金利変動のリスクを回避する目的で変動金利を固定金利と交換する金利スワップ取引を利用しております。また、一部の連結子会社は、外貨建金銭債権債務の将来の為替変動リスクを回避する目的で通貨スワップ取引及び通貨オプション取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引についての基本方針、取引権限及び取引限度額については、取締役会で決定され、取引の実行及び管理は財務部が行っております。取引結果は、定期的に取締役会に報告しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該取引価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注2）参照）

前連結会計年度（2018年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	52,040	52,040	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金(*1)	45,968 △158	45,810	45,810 —
(3) 投資有価証券(*2)	7,006	7,340	333
(4) 差入保証金(*3) (1年内回収予定のものを含む) 貸倒引当金(*1)	88,107 △37	88,070	90,558 2,487
資産計	192,928	195,749	2,821
(1) 支払手形及び買掛金	98,550	98,550	—
(2) 短期借入金	84,581	84,581	—
(3) 社債	100,116	99,287	△829
(4) 長期借入金 (1年内返済予定のものを含む)	133,809	133,355	△453
負債計	417,058	415,775	△1,283
デリバティブ取引(*4)	(98)	(98)	—

(*1)受取手形及び売掛金、差入保証金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2)投資有価証券には、持分法適用の上場関連会社株式を含めており、差額は当該株式の時価評価によるものであります。

(*3)一部の連結子会社が保証金として供託している国債が含まれております。

(*4)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

当連結会計年度（2019年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	51,681	51,681	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金(*1)	62,848 △139	62,708	—
(3) 投資有価証券(*2)	6,378	6,600	221
(4) 差入保証金(*3) (1年内回収予定のものを含む) 貸倒引当金(*1)	83,013 △34	82,979	85,933 2,954
資産計	203,748	206,924	3,175
(1) 支払手形及び買掛金	114,006	114,006	—
(2) 短期借入金	95,930	95,930	—
(3) 1年内償還予定の社債	100,016	99,858	△158
(4) 長期借入金 (1年内返済予定のものを含む)	107,579	107,424	△154
負債計	417,531	417,219	△312
デリバティブ取引(*4)	10	10	—

(*1)受取手形及び売掛金、差入保証金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2)投資有価証券には、持分法適用の上場関連会社株式を含めており、差額は当該株式の時価評価によるものであります。

(*3)一部の連結子会社が保証金として供託している国債が含まれております。

(*4)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(4) 差入保証金

これらの時価について、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、保証金として供託している国債の時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2)短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 1年内償還予定の社債

当社の発行する1年内償還予定の社債の時価は、元金を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

変動金利による長期借入金は、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップ処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
投資有価証券(*1)		
(1) 子会社株式及び関連会社株式		
子会社株式	804	1,562
関連会社株式	61	132
(2) その他有価証券		
非上場株式	1,310	1,324
投資事業組合出資(*2)	0	0
差入保証金(*3)	19,637	17,938

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(*2) 投資事業組合出資については、組合財産が非上場株式等、時価を把握することが極めて困難と認められているもので構成されていることから、時価開示の対象としておりません。

(*3) 差入保証金のうち、償還予定が合理的に見積もれず、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、「(4) 差入保証金」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2018年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	52,040	—	—	—
受取手形及び売掛金	45,968	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
(1) 債券（社債）	—	—	—	—
(2) その他	0	—	—	—
差入保証金(*)	5,665	23,421	20,390	38,630
合計	103,675	23,421	20,390	38,630

(*)一部の連結子会社が保証金として供託している国債が含まれております。

当連結会計年度（2019年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	51,681	—	—	—
受取手形及び売掛金	62,848	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
(1) 債券（社債）	—	—	—	—
(2) その他	0	—	—	—
差入保証金(*)	5,732	21,700	24,113	31,467
合計	120,261	21,700	24,113	31,467

(*)一部の連結子会社が保証金として供託している国債が含まれております。

4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（2018年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	84,581	—	—	—	—	—
社債	—	100,000	—	—	—	—
長期借入金	45,215	37,285	27,302	15,944	8,062	—
長期未払金	156	6	—	—	—	—
リース債務	2,541	2,318	1,945	1,580	1,354	3,033
合計	132,494	139,610	29,248	17,524	9,416	3,033

当連結会計年度（2019年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	95,930	—	—	—	—	—
1年内償還予定の社債	100,000	—	—	—	—	—
長期借入金	41,150	32,170	20,038	12,156	2,063	—
長期未払金	6	—	—	—	—	—
リース債務	2,694	2,350	1,873	1,632	2,377	791
合計	239,781	34,520	21,911	13,788	4,441	791

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度（2018年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	5,762	3,230	2,532
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等 (注1)	487	473	13
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	6,250	3,704	2,546
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	920	974	△54
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	920	974	△54
合計		7,171	4,679	2,492

(注) 1. 連結貸借対照表上、投資その他の資産の「差入保証金」に計上されており、その内容は、一部の連結子会社が保証金として供託しているものであります。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額 1,310百万円）及び投資事業組合出資（連結貸借対照表計上額 0百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度（2019年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	1,789	762	1,027
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等 (注1)	487	473	13
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	2,277	1,236	1,041
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	4,307	4,503	△196
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	4,307	4,503	△196
合計		6,584	5,739	844

- (注) 1. 連結貸借対照表上、投資その他の資産の「差入保証金」に計上されており、その内容は、一部の連結子会社が保証金として供託しているものであります。
2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額 1,324百万円）及び投資事業組合出資（連結貸借対照表計上額 0百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
(1) 株式	648	0	1
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	648	0	1

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
(1) 株式	1,038	556	0
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	1,038	556	0

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、有価証券について449百万円（関係会社株式449百万円）の減損処理を行っております。

当連結会計年度において、有価証券について79百万円（関係会社株式10百万円、その他有価証券の株式69百万円）の減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

また、関係会社株式については、当該株式の発行会社の財政状態等を勘案した上で、回復可能性を検討し、回復可能性のないものについては、減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度（2018年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外 の取引	為替予約取引 買建 米ドル	2,954	—	△98	△98

(注) 時価の算定方法

取引金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

当連結会計年度（2019年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外 の取引	為替予約取引 買建 米ドル	820	—	10	10

(注) 時価の算定方法

取引金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

前連結会計年度（2018年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	70,000	44,000	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度（2019年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	62,000	38,000	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

確定給付企業年金制度では、従業員の資格と役職等に応じて付与されるポイントの累計数に基づいた一時金又は年金を支給します。

退職一時金制度では、退職給付として、従業員の資格と役職等に応じて付与されるポイントの累計数に基づいた一時金を支給します。

また、一部の連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

並びに、一部の連結子会社（株式会社ヤマダホームズ）は、複数事業主制度の厚生年金基金制度に加入しております、このうち、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない制度については、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

なお、当該連結子会社の加入する大阪府建築厚生年金基金は、2017年5月31日付で厚生労働大臣の認可を受けて解散しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
退職給付債務の期首残高	45,088百万円	47,858百万円
勤務費用	4,622	4,345
利息費用	248	199
数理計算上の差異の発生額	△568	47
退職給付の支払額	△1,592	△1,619
過去勤務費用の当期発生額	—	△125
新規連結に伴う増加額	59	—
合併による簡便法から原則法への移行に伴う影響額	—	11
退職給付債務の期末残高	47,858	50,718

(注) 一部の連結子会社は、簡便法を採用しております。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
年金資産の期首残高	22,335百万円	23,416百万円
期待運用収益	446	488
数理計算上の差異の発生額	294	△338
事業主からの拠出額	1,303	1,471
退職給付の支払額	△963	△875
年金資産の期末残高	23,416	24,162

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	25,998百万円	27,020百万円
年金資産	△23,416	△24,162
	2,582	2,857
非積立型制度の退職給付債務	21,859	23,698
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	24,442	26,555
退職給付に係る負債	26,287	28,114
退職給付に係る資産	△1,845	△1,558
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	24,442	26,555

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
勤務費用（注）	4,622百万円	4,345百万円
利息費用	248	199
期待運用収益	△446	△488
数理計算上の差異の費用処理額	△60	△8
過去勤務費用の費用処理額	△930	△941
確定給付制度に係る退職給付費用	3,434	3,106

(注) 簡便法を採用している一部の連結子会社の退職給付費用は、「勤務費用」に含めております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
過去勤務費用	△930百万円	△815百万円
数理計算上の差異	802	△394
合計	△128	△1,210

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
未認識過去勤務費用	△2,604百万円	△1,788百万円
未認識数理計算上の差異	△904	△509
合計	△3,508	△2,298

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
債券	27.6%	18.6%
株式	29.4	31.9
現金及び預金	8.6	7.1
一般勘定	25.4	24.5
その他	9.0	17.9
合計	100.0	100.0

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度1.3%、当連結会計年度0.4%含まれております。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
割引率	主として 0.56%	主として 0.56%
長期期待運用収益率	主として 1.46%	主として 1.46%

(注) 当社及び連結子会社は、ポイント制を採用しているため、予想昇給率は記載しておりません。

3. 確定拠出制度

当社及び一部の連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度621百万円、当連結会計年度950百万円であります。

4. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、前連結会計年度29百万円、当連結会計年度においては、該当事項はありません。

なお、一部の連結子会社の加入する大阪府建築厚生年金基金は、2017年5月31日付で厚生労働大臣の認可を受けて解散したため、当連結会計年度における当基金の制度全体に関する事項、制度全体に占める当該連結子会社の掛金拠出割合、及び補足説明に関する事項については、記載しておりません。

また、当基金の解散による追加負担額の発生はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
販売費及び一般管理費 (株式報酬費用)	322百万円	340百万円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	2013年 ストック・オプション	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション
決議年月日	2013年6月27日	2014年6月27日	2015年6月26日
付与対象者の区分及び人数	取締役16名	取締役15名	取締役14名
株式の種類別のストック・オプションの数(株)(注1,2)	普通株式 483,100	普通株式 460,700	普通株式 628,900
付与日	2013年7月12日	2014年7月14日	2015年7月13日
権利確定条件	付されておりません。	付されておりません。	付されておりません。
対象勤務期間	定められておりません。	定められておりません。	定められておりません。
権利行使期間※	自2013年7月13日 至2043年7月12日	自2014年7月15日 至2044年7月14日	自2015年7月14日 至2045年7月13日
新株予約権の数(個)※	4,595	4,417	6,160
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数(株)(注3)※	普通株式 459,500	普通株式 441,700	普通株式 616,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1	1	1
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 100株当たり 41,190 (注4)	発行価格 292 (注4)	発行価格 405 (注4)
新株予約権の行使の条件※	(注5)	(注5)	(注5)
新株予約権の譲渡に関する事項※	(注6)	(注6)	(注6)
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注7)	(注7)	(注7)

	2016年 ストック・オプション	2017年 ストック・オプション	2018年 ストック・オプション
決議年月日	2016年6月29日	2017年6月29日	2018年6月28日
付与対象者の区分及び人数	取締役15名	取締役12名	取締役13名
株式の種類別のストック・オプションの数(株)(注1,2)	普通株式 784,200	普通株式 707,700	普通株式 774,100
付与日	2016年7月14日	2017年7月14日	2018年7月13日
権利確定条件	付されておりません。	付されておりません。	付されておりません。
対象勤務期間	定められておりません。	定められておりません。	定められておりません。
権利行使期間※	自2016年7月15日 至2046年7月14日	自2017年7月15日 至2047年7月14日	自2018年7月14日 至2048年7月13日
新株予約権の数(個)※	7,800	7,077	5,810 [7,102]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数(株)(注3)※	普通株式 780,000	普通株式 707,700	普通株式 581,000 [710,200]
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1	1	1
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 453 (注4)	発行価格 443 (注4)	発行価格 452 (注4)
新株予約権の行使の条件※	(注5)	(注5)	(注5)
新株予約権の譲渡に関する事項※	(注6)	(注6)	(注6)
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注7)	(注7)	(注7)

※当連結会計年度末における内容を記載しております。当連結会計年度末から有価証券報告書提出日の属する月の前月末現在（2019年5月31日）にかけて変更された事項については、当該提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当連結会計年度末における内容から変更はありません。

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。
2. 株式会社ヤマダ電機は2013年10月1日に1株を10株とする株式分割を行っておりますが、当該株式分割を反映した数値を記載しております。
3. 新株予約権の目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。
但し、新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

4. 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額と新株予約権の付与日における公正評価額を合算している。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。また、この場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
5. (イ) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間において当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
(ロ) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。
6. 謾渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
7. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）
(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。) をする場合において、組織再編行為の発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。) の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。
(イ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
(ロ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
(ハ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注3）に準じて決定する。
- (ニ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記（ハ）に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
(ホ) 新株予約権を使用することができる期間
新株予約権を使用することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を使用することができる期間の満了日までとする。

- (～) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (i) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
 - (ii) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(i)記載の資本金等増加限度額から上記(i)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (ト) 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (チ) 新株予約権の行使条件
- 上記(注5)に準じて決定する。
- (リ) 新株予約権の取得条項
- (i) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注5)の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - (ii) 当社は、以下①、②、③、④又は⑤の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(追加情報)

「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載すべき事項をストック・オプション等関係注記に集約して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2019年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

決議年月日	権利確定前（株）					権利確定後（株）				
	前連結会計年度末	付与	失効	権利確定	未確定残	前連結会計年度末	権利確定	権利行使	失効	未行使残
2013年 6月27日	—	—	—	—	—	459,500	—	—	—	459,500
2014年 6月27日	—	—	—	—	—	441,700	—	—	—	441,700
2015年 6月26日	—	—	—	—	—	616,000	—	—	—	616,000
2016年 6月29日	—	—	—	—	—	780,000	—	—	—	780,000
2017年 6月29日	176,500	—	—	176,500	—	531,200	176,500	—	—	707,700
2018年 6月28日	—	774,100	—	581,000	193,100	—	581,000	—	—	581,000

(注) 株式会社ヤマダ電機は、2013年10月1日に1株を10株とする株式分割を行っておりますが、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

②単価情報

決議年月日	権利行使価格（円）	行使時平均株価（円）	付与における公正な評価単価（円）
2013年6月27日	1	—	410.9
2014年6月27日	1	—	291.0
2015年6月26日	1	—	404.0
2016年6月29日	1	—	452.0
2017年6月29日	1	—	442.0
2018年6月28日	1	—	451.0

(注) 株式会社ヤマダ電機は2013年10月1日に1株を10株とする株式分割を行っておりますが、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

- ① 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- ② 主な基礎数値及び見積方法

第6回株式報酬型ストック・オプション	
株価変動性（注1）	31.300%
予想残存期間（注2）	9.1年
予想配当（注3）	13円/株
無リスク利子率（注4）	0.001%

(注) 1. 2018年7月13日時点において下記2の予想残存期間に対応する期間の過去の株価をもとに算定した、週次ヒストリカルボラティリティを採用しております。
 2. 各取締役の予想在任期間を見積もり、各取締役の予想在任期間を、支給されるストック・オプションの割当個数で加重平均することによって予想残存期間を見積もっております。
 3. 2018年3月期の配当実績によっております。
 4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
商品評価減損金不算入額	1,074百万円	1,178百万円
減損損失	11,407	11,628
投資有価証券評価損	370	391
関係会社株式評価損	1,259	1,263
賞与引当金損金算入限度超過額	2,605	2,560
ポイント引当金損金算入限度超過額	2,404	3,735
退職給付に係る負債	7,509	7,962
役員退職慰労引当金損金算入限度超過額	153	158
商品保証引当金損金算入限度超過額	2,957	2,430
資産除去債務	9,500	9,893
子会社の税務上の繰越欠損金	21,338	14,782
その他	7,338	8,430
繰延税金資産小計	67,920	64,415
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	—	△14,248
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	—	△11,670
評価性引当額小計(注)1	△33,092	△25,919
繰延税金資産合計	34,828	38,495
繰延税金負債		
土地評価益	△116	△940
資産除去債務に対応する除去費用	△6,712	△6,487
その他	△2,710	△1,125
繰延税金負債合計	△9,538	△8,553
繰延税金資産(負債)の純額(注)3	25,289	29,942

(注) 1. 評価性引当額が7,172百万円減少しております。この減少の主な内容は、連結子会社（株式会社ベスト電器及び株式会社ハウステック）において税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額を5,339百万円解消したことによるものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当連結会計年度（2019年3月31日）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (a)	1,785	4,498	2,920	822	1,047	3,707	14,782百万円
評価性引当額	△1,264	△4,485	△2,920	△822	△1,046	△3,707	△14,248
繰延税金資産	520	12	—	—	0	—	(b) 533

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金14,782百万円（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産533百万円を計上しております。当該繰延税金資産533百万円は、主に連結子会社（株式会社ベスト電器）における税務上の繰越欠損金の残高9,040百万円（法定実効税率を乗じた額）の一部について認識したものであります。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、主として2010年2月期に減損損失13,645百万円及び事業構造改善引当金繰入額8,637百万円を計上し、税務上は翌事業年度以降において損金算入されたことにより生じたものであります。将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

3. 繰延税金資産（負債）の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
固定資産－繰延税金資産	27,166	30,533
固定負債－その他（繰延税金負債）	△1,876	△591

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因
となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
法定実効税率	30.7%	30.5%
(調整)		
住民税均等割	2.4	4.1
評価性引当額の増減	△5.8	△3.0
赤字子会社に係る税率差異	0.4	5.3
連結子会社の適用税率差異	0.4	1.0
子会社合併に伴う影響額	—	△4.8
のれん減損額	—	6.1
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5	1.3
その他	△0.9	0.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>27.7</u>	<u>41.1</u>

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2018年2月25日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社ナカヤマを吸収合併することを決議し、2018年4月1日付で吸収合併いたしました。

(1) 取引の概要

(イ) 結合当事企業の名称及び当該事業の内容

結合当事企業の名称 株式会社ナカヤマ

事業の内容 住宅リフォーム事業、建築設計管理事業、住宅建材製造事業、設備機器製造事業、CG/CADサービス事業 等

(ロ) 企業結合日

2018年4月1日

(ハ) 企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社、株式会社ナカヤマを吸収合併消滅会社とする吸収合併方式

(ニ) 結合後企業の名称

株式会社ヤマダ電機

(ホ) その他取引の概要に関する事項

当社グループは、少子高齢化、人口減、ネット社会の浸透等、大きな社会ニーズの変化の中、将来における持続的成長、発展のため、家電をコアに生活インフラとしての「住宅まるごと」提案を新たな事業の柱の一つと位置付け、新業態店舗等の展開を行っております。株式会社ナカヤマは、リフォーム専業メーカーとして、商品の開発から製造、販売、施工、アフターサービスまで一貫して行ってまいりました。本合併は、2017年11月30日の株式取得後、株式会社ナカヤマと新業態店舗等の融合、本社機能や各種インフラの統合等を通じ、より一層のグループ経営の効率化と事業基盤、営業戦略の強化を図ることを目的として決定したものであります。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(株式交換による株式会社ヤマダ・エスバイエルホームの完全子会社化)

当社は、2018年6月15日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、株式会社ヤマダ・エスバイエルホーム（以下「エスバイエル」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、2018年9月1日付で本株式交換を実施いたしました。

(1) 取引の概要

(イ) 対象となった企業の名称及びその事業の内容

企業の名称 株式会社ヤマダ・エスバイエルホーム

事業の内容 住宅事業、リフォーム事業、不動産賃貸事業、その他

(ロ) 企業結合日

2018年9月1日

(ハ) 企業結合の法的形式

株式交換

(ニ) 結合後企業の名称

名称変更はありません。

(ホ) その他取引の概要に関する事項

経営資源の集約によるバリューチェーンの最適化と最大化、グループ一体運営による一層のシナジー効果の発揮を目的としております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

(3) 子会社株式の追加取得に関する事項

(イ) 取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価（当社普通株式）	7,147百万円
---------------	----------

取得原価	7,147百万円
------	----------

(ロ) 株式の種類及び交換比率並びに交付株式数

	当社 (株式交換完全親会社)	エスバイエル (株式交換完全子会社)
本株式交換比率	1	0.132
本株式交換により 交付した株式数		普通株式 12,972,642株

ただし、当社が保有するエスバイエル株式105,650,000株については、本株式交換による株式の割当ては行っておりません。なお、交付する株式は、全て当社が保有する自己株式を充当しております。

(ハ) 株式交換比率の算定方法

当社及びエスバイエルは、本株式交換比率その他本株式交換の公正性・妥当性を確保するため、それぞれ個別に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社は野村證券株式会社を、エスバイエルはみずほ証券株式会社を、それぞれの第三者算定機関として選定いたしました。

当社及びエスバイエルは、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、両社それが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況、資産状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で株式交換比率について交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、当社及びエスバイエルは、本株式交換比率はそれぞれの株主の皆様にとって妥当であるとの判断に至ったため、2018年6月15日に開催された両社の取締役会において本株式交換比率により本株式交換を行うことを決定いたしました。

(4) 非支配株主との取引に係る当社グループの持分変動に関する事項

(イ) 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

(ロ) 非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額

5,369百万円

(連結子会社間の吸収合併)

当社連結子会社である株式会社ヤマダ・エスバイエルホーム、株式会社ヤマダ・ウッドハウス、ハウジングワークス株式会社及びエス・バイ・エル住工株式会社は、2018年8月28日開催の各当事会社の取締役会において、株式会社ヤマダ・エスバイエルホームを存続会社とする、4社合併することについて決議し、2018年10月1日付で吸収合併いたしました。また、合併後の存続会社の商号を「株式会社ヤマダホームズ」に変更いたしました。

(1) 企業結合の概要

(イ) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

企業の名称	株ヤマダ・エスバイエルホーム	株ヤマダ・ウッドハウス	ハウジングワークス (株)	エス・バイ・エル住工(株)
事業の内容	住宅事業（主にパネル工法）、リフォーム事業、不動産賃貸事業、その他	住宅事業（主に在来工法）、その他	建築工事の請負、設計、施工、監理	工業化住宅部材の製造、加工及び販売

(ロ) 企業結合日

2018年10月1日

(ハ) 企業結合の法的形式

株式会社ヤマダ・エスバイエルホームを存続会社、株式会社ヤマダ・ウッドハウス、ハウジングワークス株式会社、エス・バイ・エル住工株式会社を消滅会社とする吸収合併方式

(二) 結合後企業の名称

株式会社ヤマダホームズ

(ホ) その他取引の概要に関する事項

技術、ノウハウを融合して当社グループの経営資源を集約し、『「スマートハウス」住宅で暮らしまるごと、あなたの未来を豊かに変えていく』をコンセプトとし、住宅事業の更なる拡大を図るとともに、経営基盤を一層強化することを目的として決定したものです。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(資産除去債務関係)

1. 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

主として店舗等の賃借不動産の定期借地権契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から1年～47年と見積り、割引率は0.00%～2.30%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
期首残高	24,786百万円	31,701百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	182	934
見積りの変更による増加額	6,536	—
時の経過による調整額	363	421
資産除去債務の履行による減少額	△194	△106
外貨建資産除去債務の換算による増減額 (△は減少額)	9	△8
新規連結に伴う増加額	16	—
期末残高	31,701	32,941

2. 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上していないもの

当社グループは、事業用定期借地契約等に係るもの以外の不動産賃貸借契約に基づき、一部の店舗の退去時における原状回復義務が生じる可能性がありますが、賃借資産の使用期間及び費用の発生可能性が明確でなく、将来退去する予定もないことから、資産除去債務の合理的な見積りが困難であるため、資産除去債務を計上しておりません。

(賃貸等不動産関係)

総額に重要性が乏しいため記載しておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）及び当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当社グループは、従来、家電・情報家電等の販売事業の単一セグメントとしておりましたが、セグメント区分の見直しを行った結果、前連結会計年度より、家電・情報家電等の販売事業及びその他の事業に変更しております。

なお、家電・情報家電等の販売事業の全セグメントに占める割合が高く、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	家電・情報家電	非家電	合計
外部顧客への売上高	1,322,610	251,262	1,573,873

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	家電・情報家電	非家電	合計
外部顧客への売上高	1,341,511	259,071	1,600,583

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）及び当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当社グループの事業セグメントは、家電・情報家電等の販売事業及びその他の事業ですが、家電・情報家電等の販売事業の全セグメントに占める割合が高く、開示情報としての重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）及び当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当社グループの事業セグメントは、家電・情報家電等の販売事業及びその他の事業ですが、家電・情報家電等の販売事業の全セグメントに占める割合が高く、開示情報としての重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社 (当該会社の子会社を含む)	株式会社 テックプランニング	群馬県 高崎市	53	不動産取引業	(被所有) 直接 8.17 当社代表取締役会長 山田昇及び その近親者が100%直接保有の会社	店舗寮等の賃貸借及び 保証金の差入 役員の兼任 (5人)	賃借料の支払及び保証金の差入	966	前払費用 (前払賃借料)	87
									1年内回収予定の差入保証金	138
									差入保証金	2,298
株式会社 クロス	東京都港区	21	教育コンサル業	なし	当社取締役得平司及び その近親者が議決権の100%を直接保有している会社	人材開発費	10	未払金	0	

(注) 1. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

- ・賃借料の支払及び保証金の差入については、近隣の取引事例を参考の上、決定しております。
- ・人材開発費については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

2. 取引金額には消費税等を含んでおりません。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社 (当該会社の子会社を含む)	株式会社 テックプランニング	群馬県 高崎市	53	不動産取引業	(被所有) 直接 8.04 当社代表取締役会長 山田昇及び その近親者が100%直接保有の会社	店舗寮等の賃貸借及び 保証金の差入 役員の兼任 (4人)	賃借料の支払及び保証金の差入	977	前払費用 (前払賃借料)	87
									1年内回収予定の差入保証金	138
									差入保証金	2,157

(注) 1. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

- ・賃借料の支払及び保証金の差入については、近隣の取引事例を参考の上、決定しております。

2. 取引金額には消費税等を含んでおりません。

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1 株当たり純資産額	731.57円	723.55円
1 株当たり当期純利益	36.77円	18.18円
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	36.65円	18.07円

(注) 1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1 株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	29,779	14,692
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	29,779	14,692
期中平均株式数 (千株)	809,680	807,885
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	—	11
（うち支払利息 (税額相当額控除後) (百万 円)）	(—)	(11)
普通株式増加数 (千株)	2,725	5,546
（うち新株予約権 (千株))	(2,725)	(5,546)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかつた 潜在株式の概要	(提出会社) 新株予約権 (2019年満期ユーロ円建取得条 項付転換社債型新株予約権付社 債 (額面総額1,000億円 新株予 約権10,000個))	—

(重要な後発事象)

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、2019年5月13日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入を決議しました。本制度に関する議案は2019年6月27日開催の第42回定時株主総会において承認決議されました。

（1）本制度の導入目的

本制度は、当社の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」という。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

本制度の導入により当社の役員報酬制度は、短期インセンティブとしての基本報酬及び賞与、長期インセンティブとしての株式報酬型ストックオプションに加えて、中期インセンティブとしての譲渡制限付株式報酬の3つのインセンティブ制度から構成され、これまで以上に当社の企業価値向上に向けた報酬体系が整います。

（2）本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額450百万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において、決定いたします。

本制度により、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年1,000,000株以内（但し、株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・合併比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」という。）の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
(株) ヤマダ電機	2019年満期ユーロ円建 取得条項付転換社債型 新株予約権付社債	2014年6月12日	100,116	100,016 (100,016)	—	なし	2019年6月28日

(注) 1. 当期末残高は、償却原価法に基づいて算定された価額を記載しております。

2. () 内書は、1年以内の償還予定額であります。

3. 新株予約権付社債の内容

発行すべき株式の内容	新株予約権の発行価額 (円)	株式の発行 価格(円) (*2)	発行価額の総 額 (百万円)	新株予約権の行使 により発行した 株式の発行価額の 総額(百万円)	新株予約権の付与割合 (%)	新株予約権の 行使期間	代用払込に 関する事項
(2019年満期ユーロ円建 取得条項付転換社債型 新株予約権付社債) 株式会社ヤマダ電機 普通株式	無償	520.0	100,000	—	100	2014年6月26日 ～ 2019年6月14日	(*)1

(*)1 本新株予約権付社債の社債権者が本新株予約権行使したときは本社債の全額の償還に替えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする請求があったものとみなす。

(*)2 2019年6月27日開催の第42回(2019年3月期)定時株主総会において、期末配当を1株につき13円とする剰余金処分案が承認可決され、2019年3月期の年間配当が1株につき13円と決定されたことに伴い、社債要綱の転換価額の調整事由に該当したことから、2019年4月1日に遡って転換価額を520.0円から513.0円に調整しております。

4. 連結決算日後5年内の償還予定額の総額

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
100,000	—	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	84,581	95,930	0.38	—
1年以内に返済予定の長期借入金	45,215	41,150	0.61	—
1年以内に返済予定のリース債務	2,541	2,694	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	88,594	66,428	0.61	2020年～2024年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	10,232	9,024	—	2020年～2044年
その他有利子負債 長期未払金（1年内返済）	156	6	2.73	—
その他有利子負債 長期未払金（1年超）	6	—	—	—
合計	231,327	215,234	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金及び長期未払金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に配分しているため、記載しておりません。
3. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	32,170	20,038	12,156	2,063
リース債務	2,350	1,873	1,632	2,377

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高（百万円）	369,402	793,670	1,192,100	1,600,583
税金等調整前四半期（当期）純利益 (百万円)	4,961	4,718	21,509	25,097
親会社株主に帰属する四半期 (当期) 純利益(百万円)	3,430	1,686	12,901	14,692
1株当たり四半期（当期）純利益(円)	4.28	2.10	16.00	18.18

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失(△)(円)	4.28	△2.16	13.78	2.20

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

①【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流动資産		
現金及び預金	25,595	24,186
受取手形及び売掛金	※1 31,071	※1 55,830
商品及び製品	295,877	299,949
原材料及び貯蔵品	1,480	1,727
関係会社短期貸付金	23,610	42,830
前払費用	5,810	5,631
未収入金	※1 23,018	※1 28,209
1年内回収予定の差入保証金	※1 5,433	※1 5,044
その他	1,623	2,251
貸倒引当金	△500	△3,944
流动資産合計	<u>413,021</u>	<u>461,716</u>
固定資産		
有形固定資産		
建物	※2 180,567	※2 175,176
構築物	3,885	3,316
機械及び装置	1,008	994
車両運搬具	24	19
工具、器具及び備品	※2 9,125	※2 7,661
土地	164,751	165,810
リース資産	6,498	6,454
建設仮勘定	397	721
有形固定資産合計	<u>366,259</u>	<u>360,155</u>
無形固定資産		
借地権	31,518	31,375
その他	533	1,982
無形固定資産合計	<u>32,052</u>	<u>33,358</u>
投資その他の資産		
投資有価証券	5,038	5,997
関係会社株式	39,482	33,288
関係会社長期貸付金	37,983	26,266
長期前払費用	6,996	6,076
繰延税金資産	27,296	30,571
差入保証金	※1 89,938	※1 84,566
その他	20,907	19,136
貸倒引当金	△11,581	△12,644
投資その他の資産合計	<u>216,062</u>	<u>193,257</u>
固定資産合計	<u>614,374</u>	<u>586,771</u>
資産合計	<u>1,027,395</u>	<u>1,048,487</u>

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	104	19
買掛金	※1 65,446	※1 88,378
短期借入金	※1 80,362	※1 99,507
1年内償還予定の社債	—	100,016
1年内返済予定の長期借入金	41,500	38,000
リース債務	1,528	1,547
未払金	※1 18,231	※1 16,547
未払費用	3,165	3,255
未払法人税等	2,096	7,647
前受金	※1 8,744	※1 4,951
賞与引当金	6,474	6,582
役員賞与引当金	113	111
ポイント引当金	7,319	11,462
その他	7,094	8,065
流動負債合計	<u>242,180</u>	<u>386,093</u>
固定負債		
社債	100,116	—
長期借入金	78,000	58,000
リース債務	7,443	6,758
退職給付引当金	21,913	22,838
商品保証引当金	6,740	5,543
資産除去債務	28,277	29,391
その他	※1 6,348	※1 5,986
固定負債合計	<u>248,840</u>	<u>128,518</u>
負債合計	<u>491,021</u>	<u>514,611</u>
純資産の部		
株主資本		
資本金	71,058	71,058
資本剰余金		
資本準備金	70,977	70,977
その他資本剰余金	6,438	7,831
資本剰余金合計	<u>77,416</u>	<u>78,809</u>
利益剰余金		
利益準備金	312	312
その他利益剰余金		
別途積立金	434,000	435,000
繰越利益剰余金	25,251	14,763
利益剰余金合計	<u>459,563</u>	<u>450,075</u>
自己株式	△73,704	△67,952
株主資本合計	<u>534,334</u>	<u>531,990</u>
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	887	391
評価・換算差額等合計	<u>887</u>	<u>391</u>
新株予約権	1,153	1,493
純資産合計	<u>536,374</u>	<u>533,875</u>
負債純資産合計	<u>1,027,395</u>	<u>1,048,487</u>

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売上高	※1 1,351,349	※1 1,396,451
売上原価	※1 1,017,424	※1 1,052,515
売上総利益	333,925	343,936
販売費及び一般管理費	※1,※2 308,559	※1,※2 323,834
営業利益	25,365	20,101
営業外収益		
受取利息	※1 1,155	※1 1,074
仕入割引	4,260	4,438
為替差益	—	603
受取賃貸料	3,429	3,204
売電収入	1,767	1,759
その他	※1 2,670	※1 3,402
営業外収益合計	13,283	14,483
営業外費用		
支払利息	※1 1,133	※1 1,032
為替差損	540	—
賃貸費用	3,226	2,908
賃借料	476	205
売電費用	666	710
貸倒引当金繰入額	—	2,849
その他	381	852
営業外費用合計	6,424	8,558
経常利益	32,224	26,027
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	—	※3 6,724
関係会社株式売却益	507	—
特別利益合計	507	6,724
特別損失		
固定資産処分損	409	391
減損損失	3,759	8,592
関係会社株式評価損	1,379	14,201
関係会社債権放棄損	※1,※4 7,529	—
その他	212	1,343
特別損失合計	13,288	24,528
税引前当期純利益	19,443	8,223
法人税、住民税及び事業税	8,732	10,487
法人税等調整額	956	△3,181
法人税等合計	9,689	7,306
当期純利益	9,754	916

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

(単位：百万円)

資本金	株主資本									
	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	71,058	70,977	3,192	74,169	312	416,000	43,959	460,271	△67,213	538,286
当期変動額										
別途積立金の積立						18,000	△18,000	—		—
剰余金の配当							△10,462	△10,462		△10,462
当期純利益							9,754	9,754		9,754
自己株式の取得									△15,996	△15,996
自己株式の処分			△2	△2					14	12
株式交換による増加			3,248	3,248					9,491	12,740
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	—	—	3,246	3,246	—	18,000	△18,708	△708	△6,490	△3,951
当期末残高	71,058	70,977	6,438	77,416	312	434,000	25,251	459,563	△73,704	534,334

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	549	549	843	539,679
当期変動額				
別途積立金の積立				—
剰余金の配当				△10,462
当期純利益				9,754
自己株式の取得				△15,996
自己株式の処分				12
株式交換による増加				12,740
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	337	337	310	647
当期変動額合計	337	337	310	△3,304
当期末残高	887	887	1,153	536,374

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位：百万円)

資本金	株主資本									
	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	71,058	70,977	6,438	77,416	312	434,000	25,251	459,563	△73,704	534,334
当期変動額										
別途積立金の積立						1,000	△1,000	—		—
剰余金の配当							△10,404	△10,404		△10,404
当期純利益							916	916		916
自己株式の取得									△3	△3
自己株式の処分			0	0					0	0
株式交換による増加			1,392	1,392					5,755	7,147
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	—	—	1,392	1,392	—	1,000	△10,488	△9,488	5,751	△2,343
当期末残高	71,058	70,977	7,831	78,809	312	435,000	14,763	450,075	△67,952	531,990

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	887	887	1,153	536,374
当期変動額				
別途積立金の積立				—
剰余金の配当				△10,404
当期純利益				916
自己株式の取得				△3
自己株式の処分				0
株式交換による増加				7,147
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△495	△495	340	△155
当期変動額合計	△495	△495	340	△2,499
当期末残高	391	391	1,493	533,875

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

①時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

②時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（賃貸不動産を含む、リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等償却しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2年～47年

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

その他の無形固定資産については、定額法によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員への賞与の支給に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) ポイント引当金

顧客に付与したポイント使用に備えるため、将来行使されると見込まれる額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を発生時から費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(6) 商品保証引当金

販売した商品の保証に関わる将来の修理費用の支払いに備えるため、過去の修理実績に基づき翌事業年度以降の修理費用見込額を計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップについて特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段

デリバティブ取引（金利スワップ取引）

- ・ヘッジ対象

長期借入金

(3) ヘッジ方針

当社は、金利の相場変動リスクに晒されている資産・負債に係るリスクをヘッジする目的のみにデリバティブ取引を行うものとしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっているため、有効性の評価を省略しております。

7. のれんの償却方法及び償却期間

発生年度から15年間で均等償却しております。

8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

財務諸表において、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結財務諸表と異なっております。貸借対照表上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額を退職給付引当金に計上しております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」7,388百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」27,296百万円に含めて表示しております。

(貸借対照表関係)

※1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
短期金銭債権	14,653百万円	17,678百万円
長期金銭債権	39	951
短期金銭債務	7,938	8,183
長期金銭債務	133	133

※2. 過年度において、電源過疎地域等企業立地促進事業費補助金の受入れにより、次のとおり圧縮記帳を行っております。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
建物	104百万円	104百万円
工具、器具及び備品	3	3
計	107	107

3. 偶発債務

(1) 信販会社に対する売掛金を債権譲渡しております。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
売掛金	12,050百万円	一千万円

(2) 次の子会社について、仕入先及びリース会社からの債務に対し連帯保証を行っております。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)	
株式会社ヤマダトレーディング	249百万円	株式会社ヤマダトレーディング	321百万円
東金属株式会社	1	東金属株式会社	0
計	250	計	321

(3) 次の子会社について、金融機関からの借入及び仕入先への債務に対し経営指導念書を差し入れております。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)	
株式会社ヤマダ・エスバイエルホーム（借入債務）	6,150百万円	一千万円	
株式会社ナカヤマ（仕入債務）	139	—	
計	6,289	計	—

4. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため金融機関7社とコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
コミットメントライン極度額	50,000百万円	50,000百万円
借入実行残高	—	—
差引額	50,000	50,000

(損益計算書関係)

※1. 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売上高	191,858百万円	203,711百万円
仕入高	11,549	13,222
その他	4,089	4,012
営業取引以外の取引高	18,347	2,269

※2. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
広告宣伝費	21,492百万円	20,406百万円
ポイント販促費	34,308	42,786
貸倒引当金繰入額	210	168
役員賞与引当金繰入額	113	111
給与手当	73,902	76,358
賞与引当金繰入額	6,474	6,582
退職給付費用	2,833	2,689
賃借料	59,959	59,752
減価償却費	15,145	14,142

※およその割合

販売費	26.5%	28.4%
一般管理費	73.5%	71.6%

※3. 抱合せ株式消滅差益は、2018年4月1日付で当社の連結子会社でありました株式会社ナカヤマを当社に吸收合併したことに伴い計上したものであります。

※4. 株式会社ナカヤマに対する貸付金の全額を債権放棄したものであります。

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（2018年3月31日）

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	6,968	10,353	3,384

当事業年度（2019年3月31日）

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
子会社株式	32,464	33,178
関連会社株式	49	109

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

2. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、関係会社株式について14,201百万円の減損処理を行っております。

なお、関係会社株式については、当該株式の発行会社の財政状態等を勘案した上で、回復可能性を検討し、回復可能性のないものについては減損処理を行っております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
商品評価減損金不算入額	600百万円	761百万円
減損損失	7,425	7,788
投資有価証券評価損	177	198
関係会社株式評価損	6,256	10,864
貸倒引当金損金算入限度超過額	3,680	5,053
賞与引当金損金算入限度超過額	1,971	2,004
ポイント引当金損金算入限度超過額	2,229	3,491
退職給付引当金損金算入限度超過額	6,698	6,980
商品保証引当金損金算入限度超過額	2,053	1,688
資産除去債務	8,613	8,952
その他	3,861	4,285
繰延税金資産小計	43,569	52,069
評価性引当額	△8,903	△14,441
繰延税金資産合計	34,665	37,627
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△6,404	△6,186
合併受入資産評価差額	△741	△741
その他	△223	△129
繰延税金負債合計	△7,368	△7,056
繰延税金資産（負債）の純額	27,296	30,571

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となつた主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
法定実効税率	30.7%	30.5%
(調整)		
住民税均等割	3.3	8.0
評価性引当額の増減	3.4	67.0
子会社合併に伴う影響額	—	△39.5
のれん減損額	—	18.7
関係会社債権放棄損	11.9	—
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8	3.4
その他	△0.3	0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	49.8	88.9

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

(連結子会社の吸収合併)

連結財務諸表「注記事項（企業結合等関係）」に記載しているため、注記を省略しております。

(株式交換による株式会社ヤマダ・エスパイエルホームの完全子会社化)

連結財務諸表「注記事項（企業結合等関係）」に記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

連結財務諸表「注記事項（重要な後発事象）」に記載しているため、注記を省略しております。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	減価償却累計額 (百万円)
有形固定資産						
建物	180,567	7,005	2,538 (2,265)	9,858	175,176	146,177
構築物	3,885	250	299 (291)	519	3,316	17,518
機械及び装置	1,008	197	22 (22)	188	994	1,445
車両運搬具	24	0	0	4	19	72
工具、器具及び備品	9,125	1,809	536 (531)	2,737	7,661	51,514
土地	164,751	1,058	—	—	165,810	—
リース資産	6,498	1,250	110 (110)	1,184	6,454	5,187
建設仮勘定	397	13,948	13,624	—	721	—
計	366,259	25,520	17,131 (3,221)	14,493	360,155	221,915
無形固定資産						
借地権	31,518	16	159 (159)	—	31,375	
その他	533	7,018	5,041 (5,041)	528	1,982	
計	32,052	7,035	5,200 (5,200)	528	33,358	

(注) 1. 子会社の吸収合併による当期増加額(受入簿価)は、次のとおりであります。

建物	164 百万円
構築物	4
機械及び装置	25
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	5
土地	107
その他無形固定資産	6,757

2. 有形固定資産及び無形固定資産の「当期減少額」欄の()内の金額は内数で、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	12,082	5,126	618	16,589
賞与引当金	6,474	6,582	6,474	6,582
役員賞与引当金	113	111	113	111
ポイント引当金	7,319	4,143	—	11,462
商品保証引当金	6,740	709	1,906	5,543

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
取次所	_____
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 https://www.yamada-denki.jp/
株主に対する特典	株主優待制度有り

(注) 当社は、単元未満株主の権利を制限する旨を定款で次のように定めております。

当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 単元未満株式の買増しに関する請求をする権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第41期）（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）2018年6月28日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2018年6月28日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第42期第1四半期）（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日）2018年8月14日関東財務局長に提出

（第42期第2四半期）（自 2018年7月1日 至 2018年9月30日）2018年11月14日関東財務局長に提出

（第42期第3四半期）（自 2018年10月1日 至 2018年12月31日）2019年2月14日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2018年6月28日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権の発行）に基づく臨時報告書であります。

2018年6月29日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

2019年6月27日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権の発行）に基づく臨時報告書であります。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

2018年7月13日関東財務局長に提出

2018年6月28日提出の臨時報告書（新株予約権の発行）に係る訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年6月27日

株式会社ヤマダ電機

取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小野 純司 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 御厨 健太郎 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福島 力 印
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヤマダ電機の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤマダ電機及び連結子会社の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ヤマダ電機の2019年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ヤマダ電機が2019年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※1. 上記は当社（有価証券報告書提出会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年6月27日

株式会社ヤマダ電機

取締役会 御中

有限責任 あざさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小野 純司 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 御厨 健太郎 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福島 力 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヤマダ電機の2018年4月1日から2019年3月31日までの第42期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤマダ電機の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※1. 上記は当社（有価証券報告書提出会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。